

東京農業の すがた

平成 29 年 3 月



東京都産業労働局

1	東京農業のすがた	
	(1) 各地域の特色ある農業	2
	(2) 農畜産物の生産	4
	① 生産額	4
	② 野菜	5
	③ 果樹	6
	④ 花き	7
	⑤ 植木等	8
	⑥ 畜産	9
	⑦ 穀類	10
	⑧ 特用作物	10
	(3) 食の安全と地産地消	11
	① 安全な食料生産への取り組み	11
	② 地産地消の推進	12
	(4) 農産物が消費者に届くまで～農産物の流通～	13

2	東京農業の多様な役割と都民の期待	
	(1) 多面的な役割と価値	14
	① 平成 27 年度 政策調査	14
	「都市農業・農地が有する多面的機能の経済的評価に関する調査」	
	② 都民と農業とのふれあい	16
	(2) 都民の期待	17
	平成 27 年「都政モニターアンケート」より	17

3	東京の農地と農業の担い手	
	(1) 東京の農地	22
	① 東京都の農地面積	22
	② 農地面積の推移	22
	③ 農地転用	23
	④ 農業振興地域・農用地区域の農地	23
	⑤ 市街化調整区域内の農地	23
	⑥ 市街化区域内の農地	24
	(2) 東京農業の担い手	26
	① 農家数	26
	② 経営規模別の農家数	27
	③ 認定農業者	28
	④ 基幹的農業従事者	29
	⑤ 農業後継者	29
	⑥ 都内の非農家出身者の新規就農	30
	⑦ 都内における法人の農業参入	32
	⑧ 雇用労働力の活用	33
	⑨ 援農ボランティアの活用	34

4	農家の支援と各種機関	
	(1) 東京都の農業改良普及事業	35
	(2) 試験研究	35
	(3) JAグループ（農業協同組合）等	36
	(4) 農業委員会	36
	(5) 一般社団法人 東京都農業会議	36

5	これからの東京農業と都市農業	
	一般社団法人東京都農業会議 会長 青山 侑	37

6	区市町村別データ	
		40

1 東京農業のすがた

(1) 各地域の特色ある農業

区部東部の農業

足立区、葛飾区、江戸川区の3区は、コマツナの産地です。平成25年産(2013年)では、各区とも農業産出額順位の1位品目はコマツナで、産出額の半分以上がコマツナです。この地域のコマツナ栽培は、限られた土地を有効に活用し、露地栽培のほか、ビニールハウスなどの施設で、1年間に複数回、栽培しています。コマツナのほかに、エダマメや伝統的なツマモノ(刺身や吸い物などの飾りつけ)の生産も行われています。

花きでは、プリムラなどの鉢花や伝統的なアサガオやホオズキの栽培が行われています。

区部西部

練馬区、世田谷区を中心にした地域です。この地域は野菜を中心に花き、果樹の生産が行われています。

かつてはダイコンやキャベツといった土地利用型の農業が盛んでしたが、農地の減少とともに、直売に対応するため、多品目の野菜栽培に変化してきました。また、ブドウ、カキ、ブルーベリーといった果樹や花壇用苗もの、シクラメンなどの鉢花なども多く生産されています。

西多摩

中山間地域や市街化が進んだ地域の両方が存在し、多様な農業が展開されている地域です。

北西部の中山間地域では、清流を活用したワサビ栽培が行われており、奥多摩町の農業産出額のおよそ半分がワサビです。また、奥多摩町と檜原村では、近年、ジャガイモの在来種のブランド化が進められ、特産品となっています。



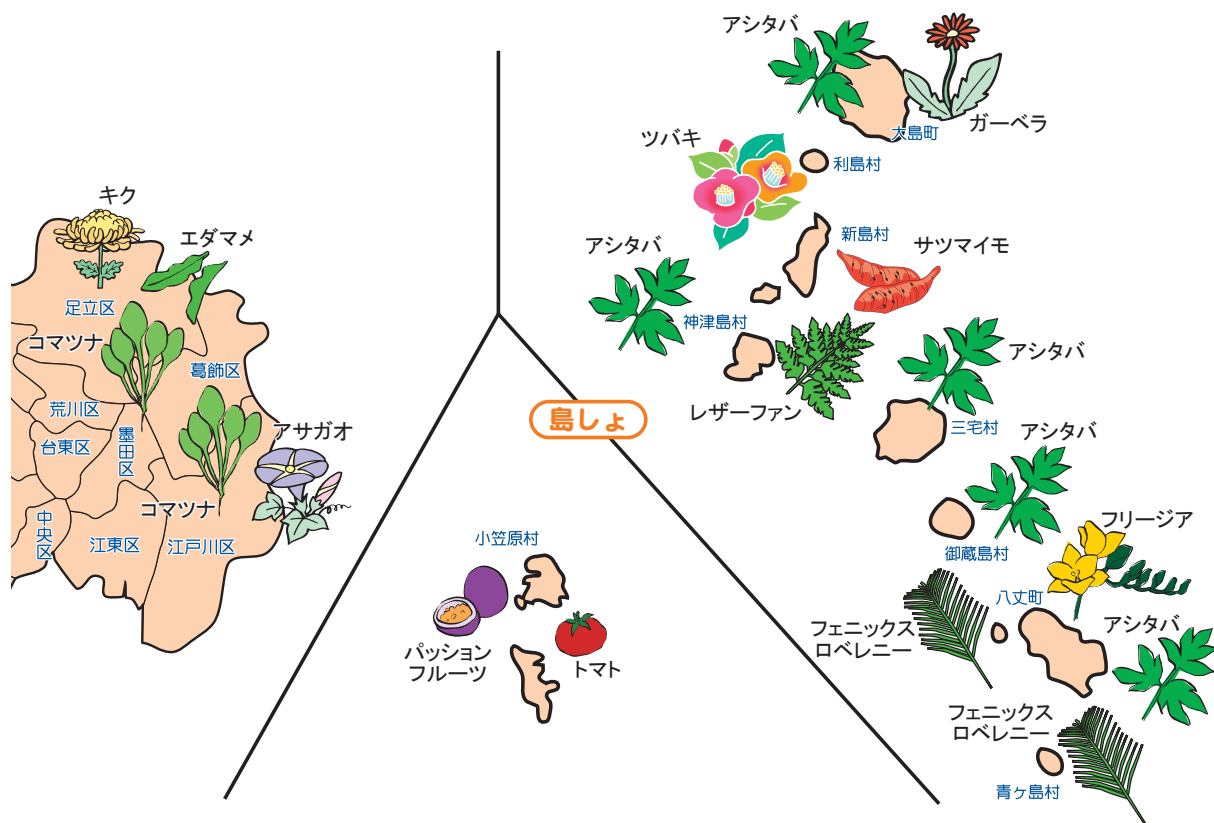
図表1 多種多様な東京の農畜産物

野菜栽培は広い範囲で行われており、共同直売所などを中心に販売され、あきる野市などでは、特産品としてスイートコーンやノラボウなどが、消費者から好評を得ています。

中山間地から平坦地に移行する地域では、果樹の栽培が盛んで、あきる野市のクリ、青梅市のウメが代表的なものです。この地域のウメ生産は、近年のウメ輪紋ウイルスの発生により、大きな打撃を受けましたが、最近では再興の兆しが見えてきました。

また、青梅市、あきる野市、瑞穂町では、茶の生産や酪農などの畜産、シクラメンなどの花き栽培が行われています。

この地域全体の課題としてニホンザルやシカ、イノシシによる野生獣被害が発生しており、近年ではハクビシンやアライグマによる被害も増加しています。そのため加害獣の侵入防止柵や捕獲などによる総合的な被害防止対策が進められています。



島しょ

伊豆諸島の農業の中心は花き類です。特に切葉については、日本有数の産地となっており、フェニックス・ロベレニー、レザーファン、ルスカスなど多様な切葉類が生産されています。また、ブバルディア、フリージアなどの切花生産も盛んです。さらに観葉植物の鉢ものなどが生産されています。

花き以外では、アシタバやキヌサヤエンドウなどの野菜やパッションフルーツなどの熱帯果樹、レモンなどの柑橘類などの生産が行われています。

また小笠原村では亜熱帯の気候を活かして、ミニトマトやパッションフルーツ等の野菜や果樹の生産が行われています。

南多摩

南多摩の農業を代表する品目としては、野菜と果樹が挙げられます。特にナシとトマトの産出額の合計は全体の約3分の1を占めています。八王子市や町田市では、ジャガイモ、ハウレンソウ、ダイコン、サトイモなどの露地栽培やトマトなど果菜類の施設栽培が盛

んです。また、稲城市や日野市を中心として、ナシ、ブドウなどの果樹の栽培が盛んです。ナシの「稲城」、ブドウの「高尾」などの品種はこの地域を代表する農産物です。

八王子市、町田市等では、酪農などの畜産も行われており、アイスクリームやヨーグルトなどの6次産業化への取組も早くから進みました。

近年、地元の農産物を学校給食で使用する動きは都内全体に広がっていますが、日野市では、学校給食に地元産農産物を積極的に取り入れ、食育活動に結びつける活動に、先駆的に取り組んできました。

北多摩

北多摩地区は区部と接した市街化の進んだ地域ですが、農業生産も盛んです。北多摩地区には、都内の農地の約4分の1があり、農産物を販売している農家の約43%がいます。

野菜では、ハウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、キャベツなどの作付けが多く、産出額では、トマト、コマツナ、ハウレンソウ、ナスなどが上位となっています。東久留米市や三鷹市、小平市、立川市ではトマト等の果菜類、清瀬市や東久留米市ではダイコン等の根菜類、立川市や清瀬市、東久留米市、西東京市、小平市ではコマツナやキャベツ等の葉茎菜類の生産が盛んです。東京特産のウドの生産は、立川市や国分寺市、武蔵野市・小平市などで行われています。

果樹では、小平市や東村山市等のナシのほか、ブルーベリーやキウイフルーツ等が生産されています。小平市は、ブルーベリー栽培発祥の地です。

この地域は植木やグランドカバー等の生産も盛んで東京全体の7割以上を生産しています。花きでは、花壇用苗ものの生産が東村山市などで盛んです。

(2) 農畜産物の生産

①生産額

昭和45年（1970年）以降の農業産出額の推移を5年ごとに示したのが図表2です。産出額全体は昭和60年（1985年）の約409億円をピークに減少し続けており、平成25年（2013年）の産出額全体は293億円（昭和60年時のおよそ72%）です。

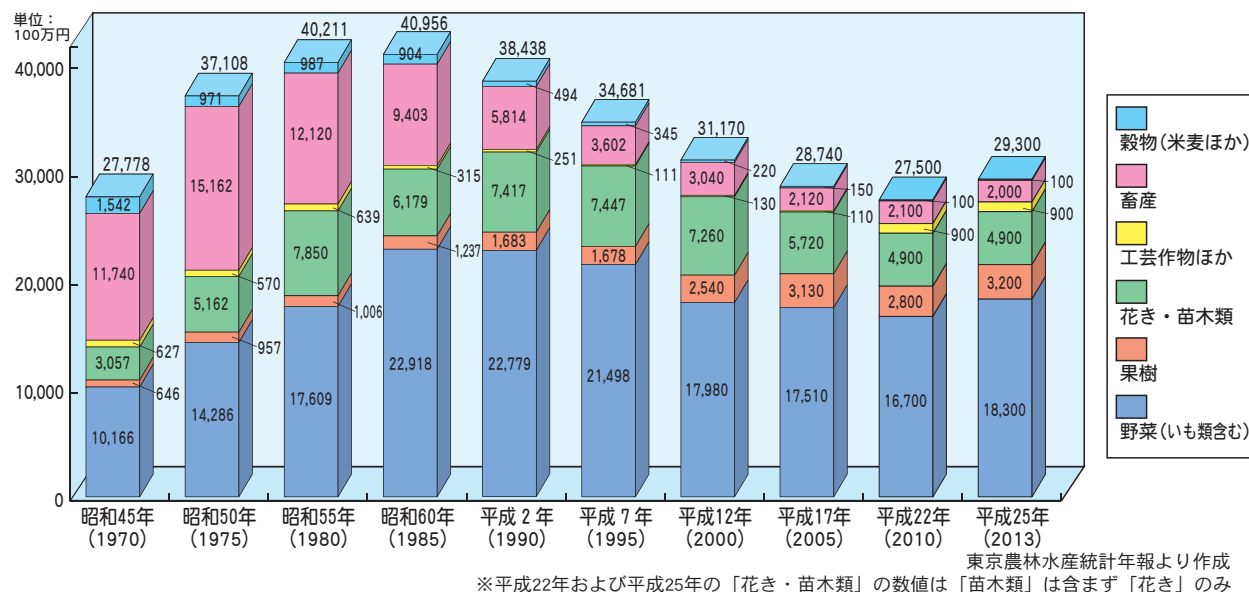
部門別に見ると、昭和50年（1975年）までは産出額全体に占める割合では畜産物の産出額が最も大きく（昭和50年時で約40%）、次いで野菜類（いも類含む）でした。しかし、畜産は昭和50年（1975年）の約151億円をピークにそれ以降、産出額を大きく減少させています。また米・麦などの穀類も昭和45年（1970年）から平成25年（2013年）までに産出額は約15分の1に減少しました。

一方、産出額を増やしているのは果樹で、昭和45年（1970年）から平成25年（2013年）まで上昇傾向にあり、この35年間に産出額ベースで約5倍になりました。

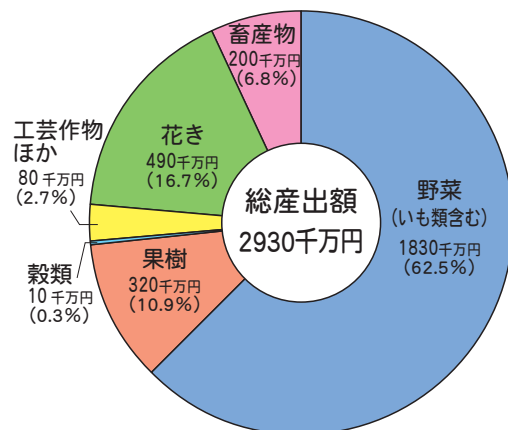
平成25年産の農業産出額の数値と部門別の割合を示したのが図表3です。総産出額は293億円で、部門別では最も大きな割合を占めるのは野菜（62.5%）です。次いで花き（16.7%）、果樹（10.9%）となっています。

また、地域別の農業産出額を示したのが図表4です。区部や西多摩では他地域に比べて野菜の占める割合が大きく、産出額の約8割が野菜です。北多摩ではグラントカバー類が約1割を占め、他地域よりも比較的大きいのが特徴です。また南多摩では植木や花きよりも果樹が占める割合が大きいことがわかります。島しょでは、観葉植物の切葉生産が盛んなことから花き部門が産出額全体のおよそ7割を占めています。

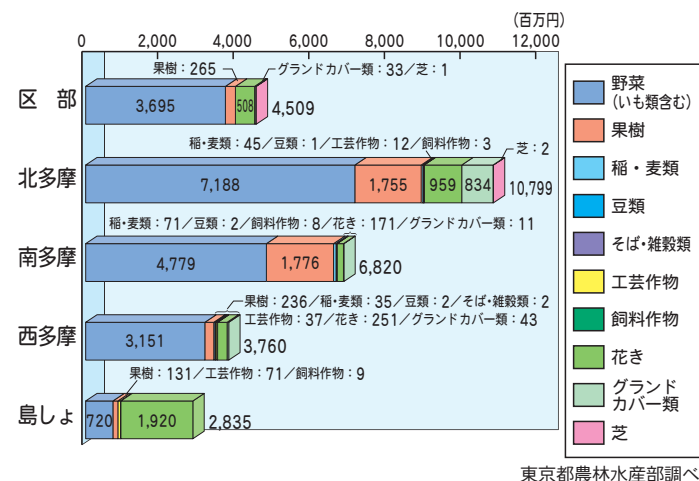
図表2 農業産出額の推移



図表3 農業産出額の内訳 平成25年（2013年）



図表4 地域別の農業産出額 平成25年産（2013年産）
※植木・緑肥作物を除く



②野菜

東京では非常に多様な野菜類が生産されています。

作付面積が多い品目はコマツナ（1位）、ハウレンソウ（2位）、パレイショ（3位）、ダイコン（4位）、キャベツ（5位）などです。

産出額ではトマト（1位）、コマツナ（2位）、ナス（3位）、ハウレンソウ（4位）、エダマメ（5位）が上位を占めています。

特にコマツナは東京を代表する野菜で、都内の野菜の作付面積および産出額の約1割程度を占めており、江戸川区で最も多く作付されています。

図表5および図表6にあらわれる上位10品目以外では、ウドも東京の特産として知られており、立川市や国分寺市、武蔵野市、小平市をはじめ北多摩地域を中心に軟化ウドの生産が盛んです。

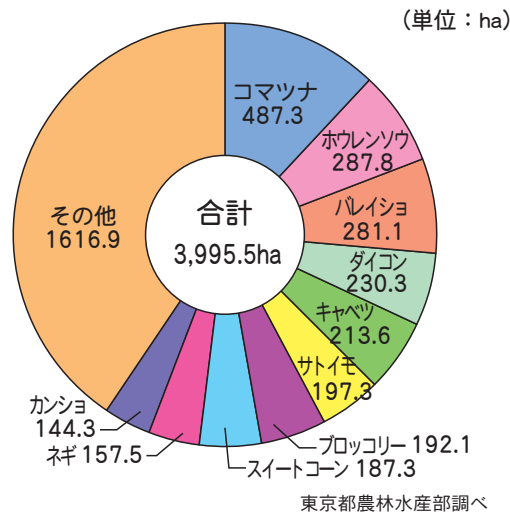
さらに、昔から東京周辺で伝統的に生産されていた野菜類を「江戸東京野菜」として復活させ普及する取り組みが各所で広がっています。

また島しょ地域では、特産のアシタバやパレイショ、サトイモなどが多く生産されています。

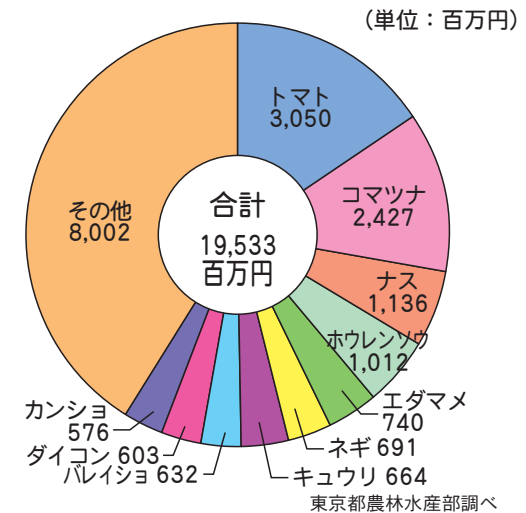
昭和45年以降の東京における野菜の産出額と作付延べ面積の推移をあらわしたのが図表7です。延べ作付面積は一貫して減り続けており、昭和45年（1970年）から平成25年（2013年）までに約7,000ha（63%）減少しました。

産出額で見ると昭和60年（1985年）のピークまでは伸び続け、その後は減少が続き、近年は微増となっています。

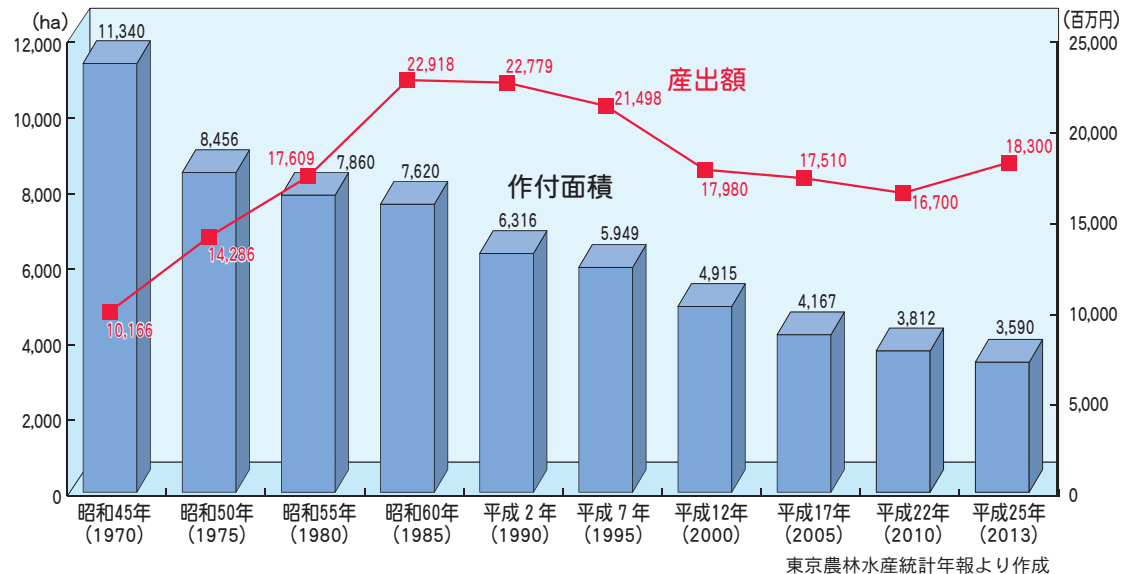
図表5 野菜の品目別作付面積 平成25年産（2013年産）



図表6 野菜の品目別産出額 平成25年産（2013年産）



図表7 野菜の産出額と作付延べ面積の推移（いも類含む）



③果樹

東京で栽培されている果樹のうち、従来からの主要5品種は日本ナシ、カキ、ウメ、ブドウ、クリですが、近年はブルーベリーやキウイフルーツの生産が増えています。

東京における果樹の産出額と作付面積の推移を示したのが図表8です。果樹全体の作付面積は昭和60年(1985年)頃までは増え、その後に減少に転じています。しかし産出額はこれまで一貫して上昇傾向にあり、東京産農作物の中でも特徴的な分野といえます。

ナシは多摩川流域の稲城市や日野市を中心に「長十郎」を代表とする赤ナシの産地でした。北多摩南西部を含め、この地域のナシは「多摩川ナシ」と呼ばれています。その後、北多摩北部にも栽培が広がり、「多摩湖ナシ」として産地を形成しました。様々な品種が栽培されていますが、東京ならではの品種として稲城市の農家が作り出した高級ナシ「稲城」があります。

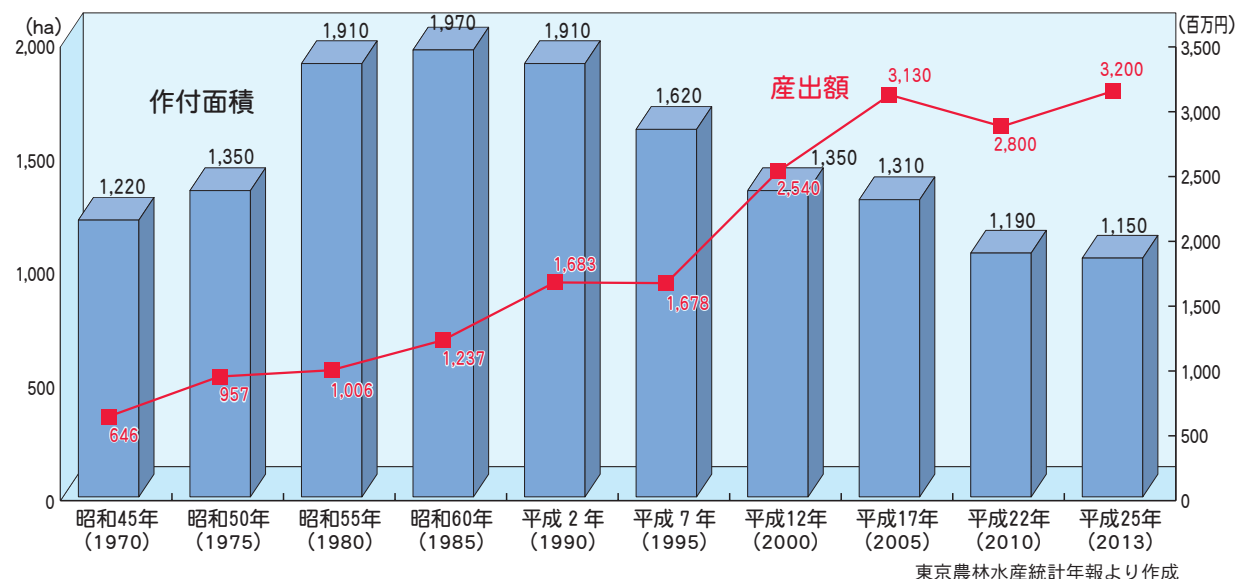
ブドウは都農業試験場(現都農林総合研究センター)がつくりだした「高尾」が東京の主力品種となっています。「高尾」は、巨峰の実生から選抜された大粒の種なしブドウで、甘みが強く人気の高い品種です。稲城市を中心に多摩川沿いの各市をはじめ都内各地で栽培されています。

ナシやブドウを栽培する農家の多くは市場などに出荷するのではなく自家販売を行っています。東京ならではの季節の味として、贈答用に宅配便等を利用して地方発送に向ける需要が多いのが特徴です。

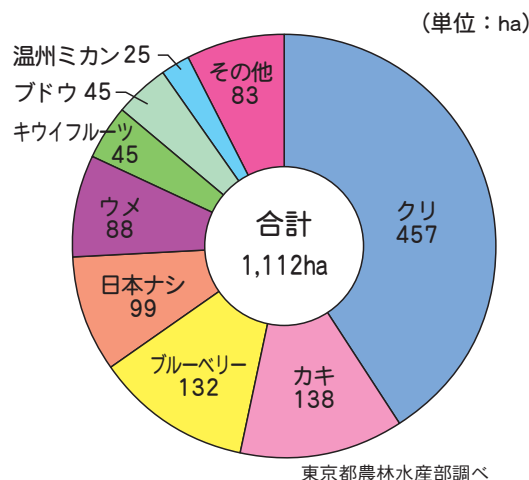
近年栽培が増えているブルーベリーは、果実を販売するだけでなく、地域住民や観光客向けに摘み取りで供給するレクリエーション農園も定着しています。

また、島しょ地域ではパッションフルーツなどの亜熱帯果樹が生産されているほか、八丈町では新たな特産物として、八丈フルーツレモンの生産が広がっています。

図表8 果樹の産出額と作付面積の推移



図表9 果樹の種類別作付面積 平成25年産 (2013年産)



稲城市の特産物である日本ナシの生産者

④花き

花きの産出額は、近年はほとんど変わらず、平成25年（2013）は49億円となっています。

このうち、約半分が島しょ地域の産出額で、残りの半分が区部や多摩地域です。島しょ地域では、花きの生産が盛んで、島しょ地区全体の農業産出額の3分の2を花きが占めています。

島しょ地域では、フェニックス・ロベレニー、レザーファン、ルスカス、キキョウランなどの切葉の生産が盛んです。八丈町のフェニックス・ロベレニーの切葉産出額は、同町の農業産出額全体の4割を超える基幹作目です。

また、切葉以外では、大島町のブバルディアやガーベラ、八丈町のフリージア、サンダーソニアなどの切花生産や観葉植物の鉢ものなどの生産が行われています。

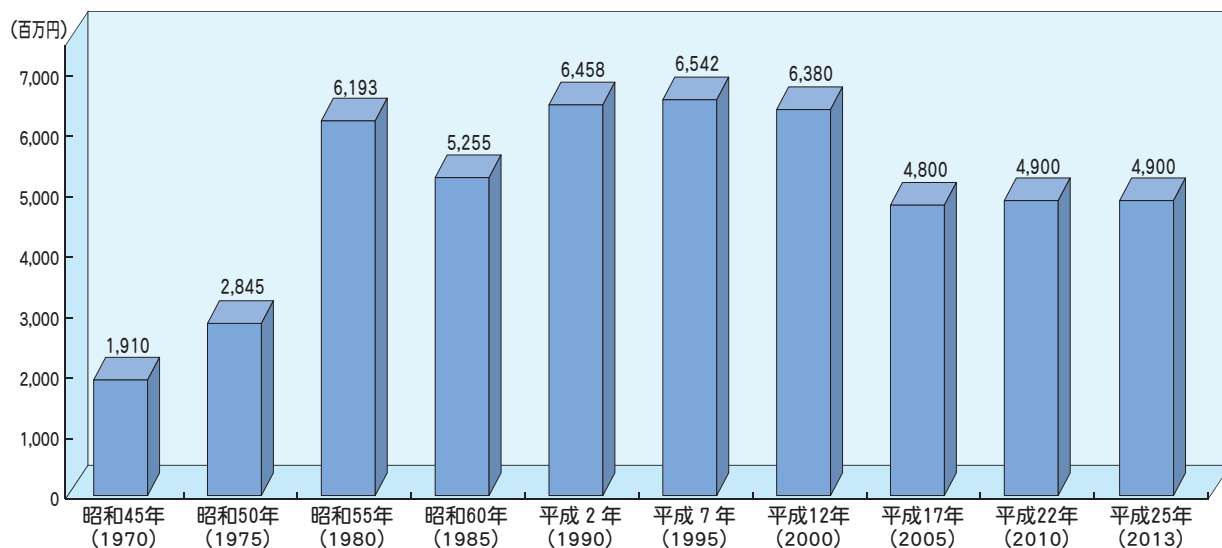
区内や多摩地区では、消費地での生産という利点を活かして、多様な花きが生産されています。特に、パンジー、ビオラ、マリーゴールド、ペチュニアなどの花壇苗やシクラメンやプリムラなどの鉢花の生産が盛んです。

近年、家庭での花きの消費が伸び、業務用ではなく消費者個人をターゲットに切花の生産に取り組む生産者が増えており、農産物直売所や庭先直売で野菜などとあわせて販売されています。

区内東部などでは、アサガオやホオズキなどの伝統的な花きも栽培されています。

都内の生産者には、高い技術を学びに全国から研修生の集まる生産者や、市場で極めて評価が高く個人名がブランド化した生産者、品種改良など育種に取り組む生産者などが存在し、東京の多様な花き生産を支えています。

図表10 花きの産出額の推移



東京農林水産統計年報より作成

図表11 主な花きの品目別生産状況 平成25年産(2013年産)

	作付面積 (ha)	出荷量 (千本・千球・千鉢)
切り花類計	308.4	65,403
ガーベラ	1.3	1,165
トルコギキョウ	1.0	260
フリージア	4.3	7,145
レザーファン切葉	1.3	3,705
フェニックス・ロベレニー切葉	188.1	39,495
球根類計	1.1	1,639
鉢もの類計	48.3	2,858
シクラメン	5.6	238
ポインセチア	1.6	95
フェニックス・ロベレニー鉢物	2.0	44
花壇用苗もの類計	53.8	10,533
パンジー・ビオラ	14.2	3,352
マリーゴールド	6.3	1,416
ペチュニア	3.9	595

東京都農林水産部調べ



八丈町の特産物である
フェニックス・ロベレニーの生産者

⑤植木等

平成25年産（2013年）の植木の都内のほ場面積は、約388haで、平成20年産（2008年）と比べ、87haほど減少しています。一方、グランドカバー類は3ha増え、12haとなっています。

東京の植木等の生産は、北多摩地域が中心で、植木およびグランドカバー類のほ場の70%以上が北多摩地域にあります。また芝生産も44%が北多摩地域にあります。

植木では、立川市が97haでもっとも多く、国分寺市、三鷹市、西東京市、調布市では20ha以上のほ場があります。グランドカバー類は三鷹市、府中市に2ha以上あり、芝は52%が区部地域にほ場があります。特に練馬区は15haとなっています。

植木等は景気の良し悪しによって、需要が大きく影響される部門で、景気が悪くなると需要が落ち込みます。したがって不景気でも経営を持ちこたえられる都市部の経営力のある生産者には強みを出せる分野でもあります。

都内の植木生産者には、大消費地の利点を活かし、街路樹や公共緑化向けの樹木、庭木等の生産に加え、造園業まで一貫した経営を行う生産者も多くいます。

東京都では、道路や公園等の緑化を進めるため、都内の農家に委託して、植木の苗木を市街化区域内農地等で育成する「東京都苗木生産供給事業」を行っています。この事業では、苗木生産ほ場により緑化を広めるとともに、地域農業への貢献についても期待されています。

さらに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、植木等への需要の拡大が期待されています。

図表12 植木の種類別生産状況 平成25年産（2013年産）

	ほ場面積 (ha)	出荷量
植 木	387.6	606 (千本)
芝	29.2	1.9 (ha)
グランドカバー類 (地被植物類)	12.0	6,908 (千鉢)

東京都農林水産部調べ



立川市の植木農家



立川市 小林養樹園のトピアリー

立川市の小林養樹園では、トピアリーの生産に取り組んでいます。トピアリーとは、植木を動物などの形に仕立てたものです。20年以上前に、植木の新しい品種を求めて海外を訪れたときに出会い、生産をはじめました。現在では、50種類以上のかたちのトピアリーを生産しており、主に公園や遊園地などに向けて販売しています。様々なかたちがあるため、長距離の輸送には適さず、消費地に近い東京の強みを活かすことができます。

トピアリーを通して、地域の住民に、農業や植木にふれてもらおうと、市内の幼稚園にトピアリーを設置したり、またトピアリーを展示する「みどりの美術館」としての活動も行っています。

今後は、老人ホームや医療機関への出荷も検討しており、お年寄りなどへ樹木の癒やし効果の発揮が期待されています。

有限会社 小林養樹園
立川市西砂町4-1-3
ホームページ <http://www.gardentopiary.net/>



⑥畜産

東京では多摩地区を中心に畜産が営まれてきましたが、都市化の進展や輸入畜産物の増加などの影響で、農家戸数、飼育頭数、産出額は減少しています。

東京の酪農は歴史が古く、江戸時代末期から明治初頭にかけて、現在の区部を中心に始まりました。その後、多摩地域、島しょ地域に広がり、昭和38年（1963年）頃をピークに減少に転じています。平成27年（2015年）の酪農家の数は54戸、飼育頭数は1,660頭となっています。

一方で、平成18年（2006年）に都内産の生乳のみを使用した「東京牛乳」が発売され、さらに、「東京牛乳」を原料に使ったラスクやサブレなどを発売するなどしてブランド化を図っており、今後の展開が期待されています。また、自家の生乳を活用してアイスクリームやヨーグルトなどの加工を行っている酪農家もいます。

肉牛は、33戸で、584頭が飼育されています（平成28年（2016年））。都内の肉牛生産者の多くは肥育経営ですが、青ヶ島村などでは和牛の繁殖経営も行われています。

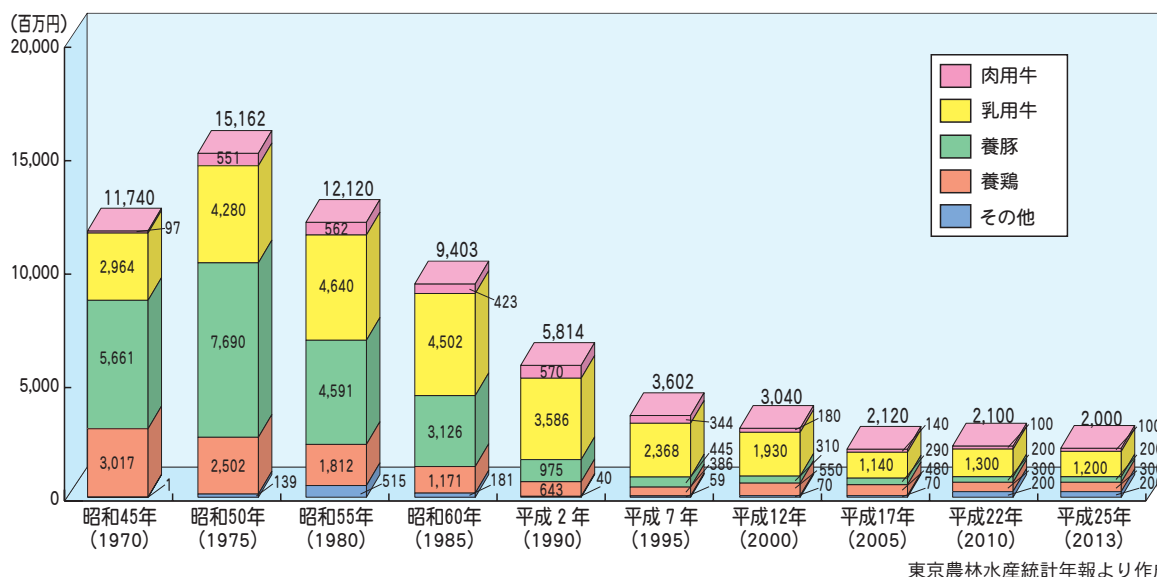
養豚については、都内では、10戸で2,498頭の豚が飼育されています（平成28年（2016年））。

「トウキョウX」は、平成9年（1997年）に、都畜産試験場（現都農林総合研究センター）で造成された系統豚で、東京の代表的な畜産です。

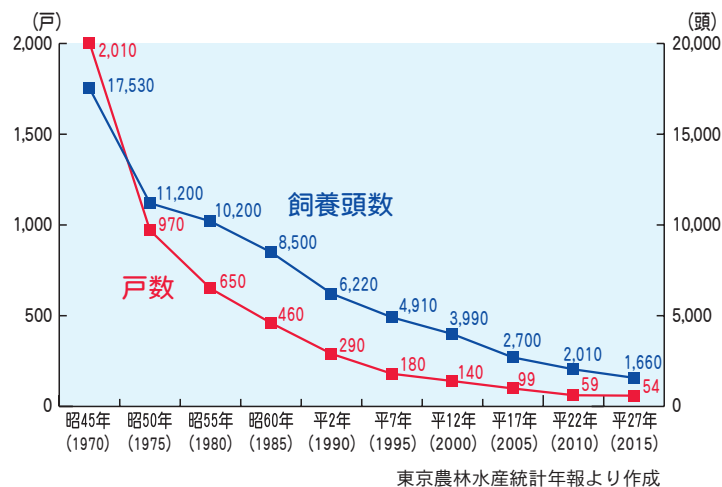
養鶏は、採卵鶏が中心で、卵は直売や契約店舗などへの販売が主流となっています。野菜等の直売とあわせて東京うこっけいや採卵鶏の卵を販売するため、小規模飼育に取り組む生産者もいます。

都内の肉用鶏生産は、東京しゃもが中心となっています。

図表13 畜産の産出額の推移



図表14 酪農家の戸数と乳用牛飼養頭数の推移



都内で飼育されている乳用牛

⑦穀類

東京農業の特徴として、水田が極めて少ないことが挙げられます。平成25年（2013年）の国の調査では、水田面積は290haで、都内の耕地面積の4%程度となっています。水田は主に多摩地区に点在しており、八王子市、府中市、町田市、あきる野市では、それぞれ20ha以上の水田があります。近年、水田および稲作は、田園風景としての価値や食育などの意味からも重視され、都内の自治体では地域住民に水田の価値を知ってもらおうと、田植や収穫体験のイベントなどが開催されています。

小麦は、平成25年産（2013年）は24haで栽培されています。都内産の小麦を活用して6次産業化や地域の商工業者と連携し、伝統品の復興や新たな特産品開発に繋げる動きが進んでいます。こうした動きは、大豆やビール麦などの穀物にも波及し、地域おこしのきっかけにしようと各地で取り組まれています。

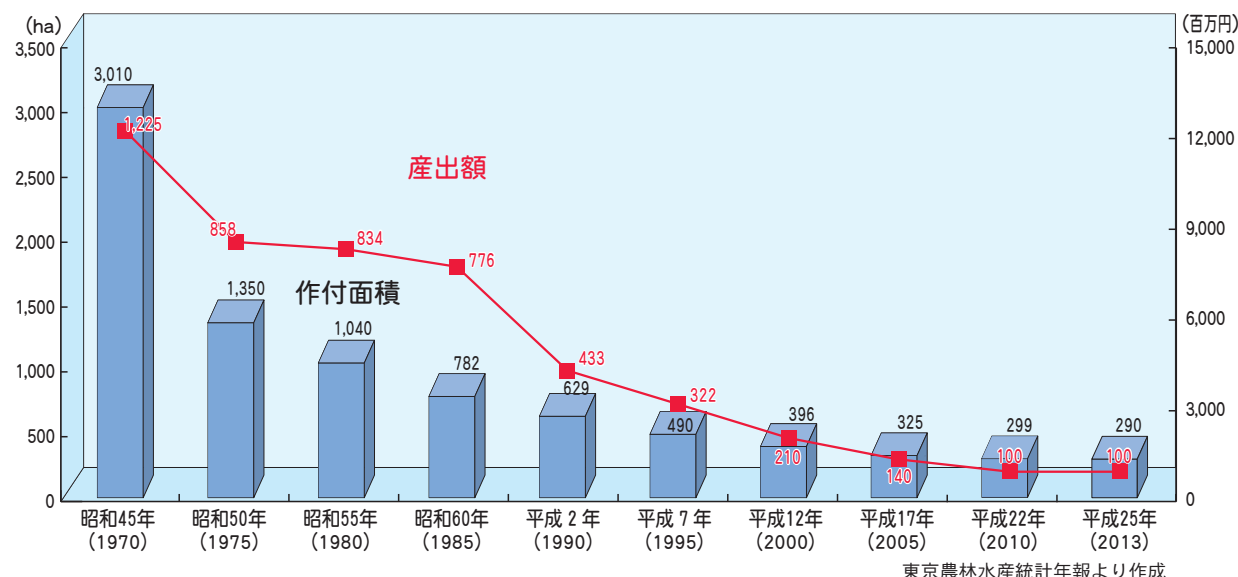
⑧特用作物

平成25年産（2013年）の東京都農作物生産状況調査によると、都内の茶栽培面積は142ha、生葉生産量は179tです。多摩地域の西北部は、瑞穂町、東大和市、武蔵村山市などを中心に、古くから茶の栽培が盛んです。この地域は、日本三大茶産地のひとつである狭山茶の生産地域の南部に位置し、「東京狭山茶」の産地となっています。

奥多摩町など山間地域では、江戸時代からワサビ栽培が続いています。奥多摩でのワサビ栽培は、清流を活用した水ワサビ（沢ワサビ）で、市場から高い評価を得ています。

伊豆しょ島は、油糧ツバキの生産が盛んで、特に利島村は日本有数の産地となっています。

図表15 米の産出額と水田面積の推移



伝統のビール麦の品種を復活 金子ゴールデンと練馬金子ゴールデンビール

明治33年(1900年) 中新井村（現在の練馬区豊玉）の金子丑五郎氏が、六条大麦の品種の「四国」と米国ビール麦の「ゴールデンメロン」の自然交配から選抜し、「金子ゴールデン」をつくり出しました。このビール麦は昭和25年頃まで関東地方を中心に広く栽培され、国産ビール醸造の発展に大きく貢献しました。平成15年、地元の農協等が中心になり、「金子ゴールデン」を栽培し、この麦で「練馬金子ゴールデンビール」をつくりました。



東京産のお茶がペットボトルに

東京産の茶葉を使った緑茶のペットボトルができました。大手飲料品メーカーと東京都内の茶生産者がコラボして、東京産の茶葉だけを使って作ったものです。その名も『東京緑茶』。このお茶は「東京都地域特産品認証食品」の認証を受け、&TOKYOの東京ロゴのパートナーにも加盟しています。



(3) 食の安全と地産地消

①安全な食料生産への取り組み

都市農業は消費者の身近にある限られた農地で農産物を栽培するため、農薬や化学肥料、さらには輸送にかかる化石燃料の低減など、より一層環境に配慮した持続的な農業を行いながら、安全安心な農産物を生産することが求められています。

東京都は、農業生産に伴う環境への負荷を軽減するため、農業の持つ有機質循環機能を活用して、化学農薬と化学肥料の使用量を削減するなどの環境保全型農

業の取り組みを農業者に促すとともに、都民に対して安全安心な農産物の提供を推進しています。

その一環として、土づくりや化学合成農薬・化学肥料の削減による環境保全型農業によって生産される農産物を認証する「東京都エコ農産物認証制度」を平成25年度（2013年）から開始しています。

また、都内産農作物の安全性や信用度をさらに高めるため、JGAP等の認証取得支援に加え、東京が有する特性を活かした持続可能な農業生産を目指す東京GAP制度の構築を検討しています。

このほか、都内には、「有機農産物検査認証制度（有

機JAS）」に基づく方式で生産し、消費者の安全・安心へのニーズに応え、環境にやさしい農業を実践している農業者がいます。



環境に配慮したナスとバンカープランツの混植

解説

東京エコ農産物認証制度

東京エコ農産物とは、都内産農産物生産において、土づくりの技術を導入するとともに農薬や肥料の慣行使用基準から、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物です。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、25%以上、50%以上、不使用の3区分とし、東京都が認証します。また、東京都は残留農薬調査を実施して、認証農産物の安全性について確認してPRします。生産者は認証マークを付けて販売することができます。



東京エコ25

東京エコ50

東京エコ100

解説

農業生産工程管理(GAP)

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農作物の安全、環境の保全、労働の安全等の様々な目的を達成するため、農業者自らが、関係法令等に則して定められた点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価・改善を行う一連の工程管理手法のことです。

GAPには、欧州等を中心に普及している国際認証のGLOBAL G.A.Pやわが国独自の国際レベルの認証であるJGAP、地方自治体やJAが取り組むGAPなど様々なものがあります。

解説

有機農産物検査認証制度 (有機JAS)

JAS法に基づき、「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、認定された事業者のみに「有機JASマーク」の使用を認める制度です。化学肥料や農薬の使用を避け、堆肥等で土づくりを行い、禁止された農薬や化学肥料を2年以上使用していないほ場で栽培するなどの基準があります。「有機JASマーク」が付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できません。



②地産地消の推進

東京という大消費地で営まれている農業は、農業者と消費者の距離が近いこと、ニーズに合った新鮮で安全安心な農畜産物を提供できることが強みであり、また、輸送のための二酸化炭素の排出量やコストが少ない等のメリットがあります。

都内で生産される農産物は、市場を通じた流通のほか、直売所への出荷や量販店との契約出荷など多様なルートで都民に供給されています。新鮮で安全安心な農産物へのニーズの高まりから、都内各地域で共同直売所の設置が進み、平成7年（1995年）には19カ所であった共同直売所は平成27年（2015年）には3倍の57カ所に増加し、直売の割合が高まっています。

また、都内の小中学校のうち、平成27年（2015年）に都内産農産物を学校給食に年間1回でも使用したことがある学校は90%近くとなっているなど、地産地消の流れが着実に増えています。

都内で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消の取り組みは、都民にとって新鮮で安全安心な農畜産物を身近に感じることができ、農業者にとっては、都民ニーズに合った生産が可能になるなど、都民と農業者を直接結び付けるメリットがあります。

このため、東京都では、より多くの都民に都内産農畜産物を知ってもらえるよう、情報発信を強化しつつ、地産地消のさらなる拡大を図っています。

図表16 学校給食に都内農産物を採用している学校数(平成27年度実績)

	小学校			中学校		
	完全給食実施校数	都内区市町村の農産物を使用	割合	完全給食実施校数	都内区市町村の農産物を使用	割合
全都計	1,288	1,182	91.8%	605	571	94.4%
区部計	837	739	88.3%	381	352	92.4%
市部計	427	419	98.1%	205	200	97.6%
町村部計	24	24	100.0%	19	19	100.0%

東京都教育委員会「平成28年度東京都における学校給食の実態」

都内産農産物を材料に使った学校給食



解説 とうきょう特産食材使用店登録制度

東京都では、都内産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として登録し、PRすることにより、飲食店等における地産地消の取組拡大や消費者の都内産農林水産物への理解促進を図り、消費及び生産の拡大を図っています。



解説 東京都地域特産品認証食品

東京都地域特産品認証食品とは、都内産の原材料を使用している加工食品、または、東京の伝統的手法など生産方式に特徴があると認められる食品について、商品に込めた思いやこだわり、味や品質等を審査し、東京都が認証した食品です。認証を受けた食品には東京都独自のマーク（通称「Eマーク」）をつけることができます。

平成28年(2016年)1月現在で182食品が認証を受けています。



解説 東京島じまん食材使用店登録制度

東京都では、東京の島しょ地域において豊かな自然に育まれた、魅力的な食材である農林水産物を積極的に活用している島の飲食店を「東京島じまん食材使用店」として登録し、PRすることにより、島しょ産食材の地産地消を進めています。



(4) 農産物が消費者に届くまで

都内で生産された農産物が消費者に届くまでの流通ルートは多岐にわたっています。東京の農家にとっては消費地に近接していることは経営上のメリットになっており、ひとつの経営が複数の出荷先・販売方法を持つケースも少なくありません。

①野菜や果物の主な流通ルート

a. 農家個人による直売

宅地化が進んだ地域では、野菜や果樹を栽培する多くの農家が庭先や畑の隅で直売を行っています。ナシやブドウを栽培する果樹農家では、その多くが宅配便を利用した地方発送にも対応しています。また、果物やイチゴでは、もぎ取りや摘み取りで販売する農家があります。

b. 共同直売所を通じた販売

都内の多くの区市町村にJA等が運営する農家の共同直売所があり、地産地消の拠点になっています。また、店舗を持たずに駅前や広場などで定期的に直売を行うグループもあります。(こうした農産物直売所の情報については、区市町村や地域のJAへお問い合わせください)

c. 量販店(スーパー)・生協等での販売

農家個人や農家グループがスーパー等との間で契約を結んで出荷する形態で、多くの場合、店舗の「地元産コーナー」等で販売されます。農家の側が価格を決めるインショップ形式や、間に市場や集荷業者が関与する場合もあります。

d. 市場を通じて小売店へ

農家が卸売市場に持ち込み、卸売業者を通じて青果店等に卸されて販売されます。

e. 学校給食を通じた供給

多くの区市町村で学校給食の食材に地元産の農産物を使用しており、その割合を高めようとしています。

農家や農家グループでは、これに対応して学校や調理センターに野菜や果物を積極的に納品しています。

②牛乳の流通ルート

酪農家が搾乳した生乳は集乳車で毎日集められ、乳業メーカーでパックされ製品になります。また、一部の酪農家が個人やグループで牛乳や乳製品(アイス・ヨーグルト等)の加工・販売に取り組んでいます。

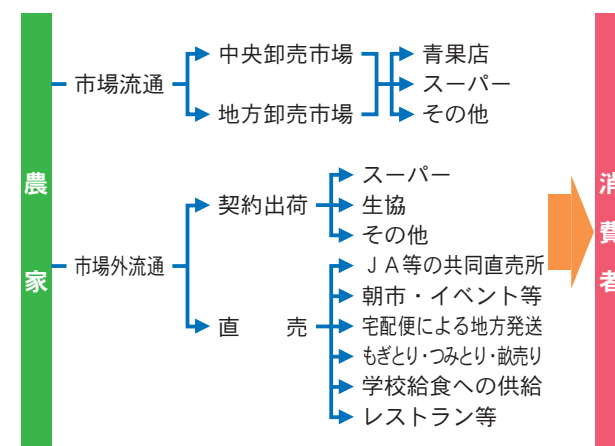
③食肉や卵の流通ルート

畜産農家が育成した牛や豚などは、と畜場を経て食肉専門の市場を経由し、精肉店やスーパー等に卸されます。鶏卵は多くが生産者個人によって直売されるか、共同直売所やスーパーへ出荷されます。

④花や植木の流通ルート

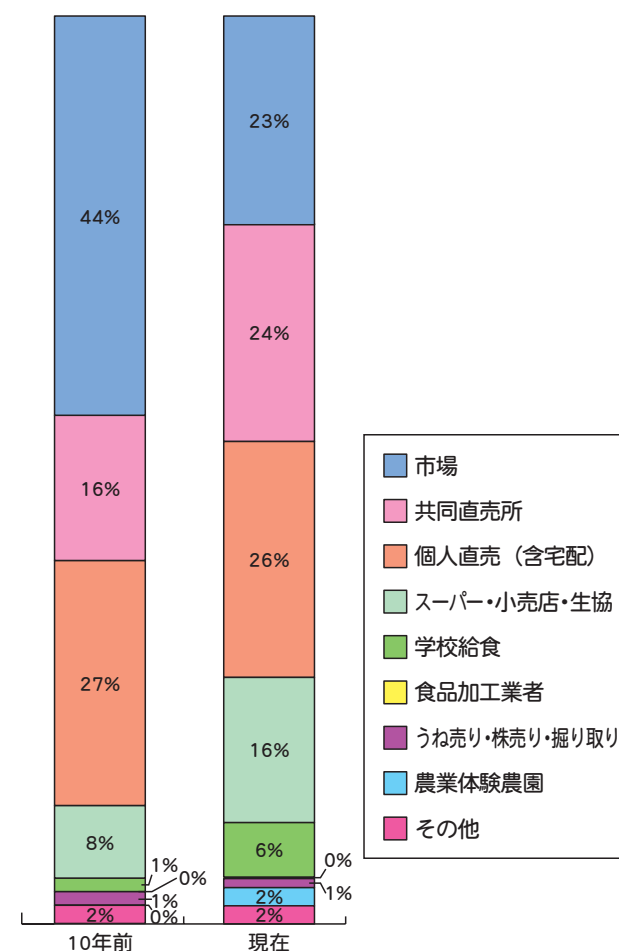
花や植木は専門の市場等を通じて流通します。また、個人で直売したり共同直売所での販売も行われています。植木は緑化の材料として使用され、生産者自らが造園業を営んでいる場合もあります。

図表17 東京の農産物の流通形態(主に青果物の場合)



図表18 野菜農家の出荷販売先の変化

「野菜生産農家の出荷・販売に関する実態調査」(平成23年度(2011年)・東京都)では、都内で野菜を生産する認定農業者から、出荷先や販売手法ごとの売上割合を「約10年前」と「現在」について10%きざみで回答を求めた(回答:481経営体)。その結果の平均を出して比較したところ、市場出荷の割合が大きく減少し、かわりに共同直売所、スーパー・小売店・生協、学校給食への出荷が増加している。



2 東京農業の多様な役割と都民の期待

(1) 多面的な役割と価値

①平成27年度政策調査「都市農業・農地が有する多面的機能の経済的評価に関する調査」

都市の農業・農地には、農産物を供給するという本来の役割以外にも、環境の保全や防災機能、教育機能など公益的な機能があり、こうした機能を農業・農地の持つ「多面的機能」と呼んでいます。

東京都では、この多面的機能を経済的な価値に換算する調査を行った結果、都内の農業・農地の価値は年間2,465億円となり、あらためて都市農業・農地の価値が明らかになりました。以下では、多面的機能の概要と調査結果についてご紹介します。

1) 農業生産機能 評価額：303億円

農業・農地の本来の機能であり、食料の安定供給、新鮮・安全な食料を供給する機能です。その中でも東京の都市農業・農地は、大消費地の中にあるという特徴があり、都内の消費者にとって新鮮で、栽培中も目に見えるという意味で安心な食材として支持されています。



都内で最も産出額の多いトマトの生産

2) 公益的機能

◆環境保全機能 評価額：527億円

農地周辺の気温の上昇を抑えることで、暑さをやわらげたり（ヒートアイランド現象を抑える）、雨を地面に浸透させ、地下水として利用できるようにしたり

する機能があります。また、空気中の二酸化炭素や大気汚染物質を吸収（浄化）することや、生ゴミ等を肥料として再利用し、ゴミの量を減らすなどの機能も持ちます。今回の調査では、この環境保全機能の評価が最も高くなりました。



住宅に囲まれた中での農業生産

◆レクリエーション機能 評価額：143億円

市民農園、体験農園等による収穫体験や、土とのふれあいによって、心身ともにリフレッシュさせる機能や、農園利用者や農家と交流することでコミュニティを育成する機能があります。



農家から農作業の説明を受ける農園利用者

◆教育機能 評価額：254億円

野菜や果物がどのようにつくられ、動物や植物のいのちがどのように育まれているか学ぶことができ、また、豊かな自然との関わりが体験できたり、動植物に触れることなどで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心を育むことのできる機能です。また、学校給食への地元農

産物の活用などにより、健全な食生活について考える機会を持つことができます。



稲刈を体験する子ども達

◆景観形成機能 評価額：164億円

農地に育った作物や農家の周りの屋敷林などにより、季節感や開放感の感じられる美しい田園風景を確保する機能です。



茶畑の風景

◆歴史・文化の継承機能 評価額：163億円

農業に由来するお祭りなどの伝統行事を継承するものや、地域独自の歴史や文化を伝える伝統技術・伝統芸能を継承する機能です。



農業者が中心となり行う板橋区の伝統的な祭り「田遊び」。国の重要無形民俗文化財に指定されている。

◆防災機能 評価額：342億円

火災が起こった際、オープンスペースである農地が燃え広がりを防止するのに効果的であることや、地震や火災の時に、一時的な避難場所や復旧用機器等の仮置き場として活用されるなど、農地は防災に効果のある機能を持ちます。また、水田や畑で雨を一時的にためて、ゲリラ豪雨等の洪水を防止する機能もあります。評価額では、環境保全機能に次いで2番目に高くなりました。

都内の区市町村では、こうした防災機能を活かすため、JAや農業者の組織と、防災に関する協定を締結する取り組みが進んでいます。図表19は、協定の締結状況や内容を表しています。

◆健康増進機能 評価額：258億円

農作業を行う中での運動が精神的、肉体的に健康な生活を支えることができ、特に高齢者や障害者が農作業を行うことにより、心身の健康維持や自立支援に繋がる機能です。



農作業は健康な生活にも繋がる

◆生物多様性の保全機能 評価額：311億円

人が手入れすることによって、水田や畑に生息する多様な生き物の生息・生育環境を維持することができ、また、生息・生育環境を維持することで、多様な野生の動植物の保護に役立つ機能です。



水田での生き物採取

図表19 JAグループ等災害協定締結状況（平成27年（2015年）9月現在）

J A 名	市町村等	締結年月	協力内容	J A 名	市町村等	締結年月	協力内容	J A 名	市町村等	締結年月	協力内容
西東京	・ 青梅市	平成 25 年 3 月	・ 食料品等の供給 ・ 一時緊急避難場所として使用することに協力できる農地の斡旋 ・ その他協力可能なこと	東京みらい	・ 東村山市	平成 19 年 11 月	・ 救出、救助のためトラック・トラクター等の資機材および 運転・操作等の労力の提供を斡旋 ・ 一時集合場所、復旧用資材置場等として農地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達 ・ 農地内の災害用井戸を斡旋	東京あおば	・ 練馬区	平成 8 年 11 月	・ 仮設住宅建設用地、復旧資材置場として生産緑地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達
	・ 青梅警察署	平成 25 年 11 月	・ 大規模災害時において、調達可能な食料の供給		・ 板橋区	平成 7 年 11 月	・ 緊急避難的に農地に立ち入ること ・ 生鮮食料品の供給 ・ その他供給することが可能なもの				
にしたま	・ 福生市	平成 20 年 4 月	・ 生鮮食料品等の供給 ・ 一時緊急的に避難するための農地の斡旋 ・ 応急仮設住宅建設用地及び復旧用資材置場に使用するた めの農地の斡旋		・ 東久留米市	平成 11 年 3 月	・ 仮設住宅建設用地、復旧用資材置場、避難場所として生 産緑地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達	東京スマイル	・ 足立区	平成 13 年 3 月 平成 19 年 3 月 再協定	・ 農業生産物の供給 ・ 一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他 オープンスペースとして農地を供給 ・ 農業用施設の供給（一時的宿泊施設として鉄骨ハウス・ パイプハウス、生活用水として井戸、一時的使用を目的と するその他農業用施設）
あきがわ	・ あきる野市	平成 21 年 11 月	・ 救援物資の供給 ・ 一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または 応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・ 一時的な避難所又はは救援物資置場としてのビニールハウス 及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・ その他協力が可能なこと		・ 西東京市	平成 19 年 11 月	・ 一時避難場所、緊急避難場所として協力農地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達		・ 葛飾区	平成 12 年 10 月	・ 避難場所等として生産緑地等の提供 ・ 組合員の生産する農産物その他の物資の提供 ・ 農業施設の提供（鉄骨・ビニールハウス・井戸・その他農業 用施設）
	・ 日の出町	平成 26 年 2 月	・ 救援物資の供給 ・ 一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または 応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・ 一時的な避難場所又はは救援物資置場としてのビニールハウス 及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・ その他協力が可能なこと		・ 三鷹市	平成 15 年 7 月 平成 19 年 7 月 再協定	・ 緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他 オープンスペースとして農地を斡旋 ・ 倒壊建物等における人命救助活動のため、組合員が所有す る重機等の提供及び救助活動に協力（改定時追加内容） ・ 生鮮食料品の調達		その他	・ 府中市と農 業関係 8 団 体	平成 8 年 5 月
	・ 檜原村	平成 26 年 7 月	・ 救援物資の供給 ・ 一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または 応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・ 一時的な避難場所又はは救援物資置場としてのビニールハウス 及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・ その他協力が可能なこと	・ 小平市	平成 15 年 9 月 平成 24 年 9 月 再協定	・ 一時緊急避難場所として協力生産緑地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達 ・ 農業用機械の斡旋	・ 江戸川区と江 戸川区農業 経営者クラブ	平成 9 年 4 月		・ トラック・トラクター・保冷庫等の資機材の提供 ・ 上記の運転・操作等労力の提供 ・ 生鮮野菜の供給 ・ 物置・倉庫等での緊急物資の一時保管場所の提供 ・ 井戸水の提供	
八王子	・ 八王子市	平成 25 年 4 月	・ 救援物資の供給 ・ 一時避難場所、復旧復興資材置場、支援隊の拠点または 応急仮設住宅建設用地としての農地の斡旋及び提供 ・ 一時的な避難場所又はは救援物資置場としてのビニールハウス 及び一時的な生活用水としての井戸等の農業用施設の提供 ・ その他協力が可能なこと	・ 国分寺市	平成 14 年 8 月	・ 一時避難場所、緊急避難場所として協力農地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達	・ 羽村市と羽 村市農業 団体協議会	平成 20 年 9 月		・ 農産物等の供給 ・ 緊急的な避難場所及び支援物資等の保管場所として、一時 的に使用するための農地の借用。 ・ その他協力が可能なこと	
東京みなみ	・ 日野市	平成 22 年 5 月	・ 災害時における物資の供給協力	・ 国分寺市農業 関係 3 団体	平成 18 年 8 月	国分寺市野菜生産組合・国分寺市畜産研究会・国分寺市果樹 組合 災害時、国分寺市から要請があった場合に JA 東京む さしを通し、3 団体より生鮮食料品を優先的に供給	・ 立川市と立川 農業振興会	平成 23 年 5 月		・ 農産物の供給 ・ 一時的な避難場所、資機材の保管場所等として農地の提供	
・ 稲城市	平成 8 年 8 月	・ 物資（食糧品・日用品）の供給	東京中央	・ 小金井市	平成 16 年 4 月	・ 緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他 オープンスペースとして農地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達					
・ 多摩市	平成 20 年 6 月	・ 食糧、食料品及び日用品等の救援物資の供給		・ 武蔵野市	平成 14 年 12 月	・ 一時集合場所、避難所、緊急避難場所として協力農地を斡 旋（生産緑地及び市街化区域農地） ・ 生鮮食料品の調達					
町田市	・ 町田市	平成 17 年 6 月		・ 一時避難場所、復旧復興の資機材置場、支援隊の拠点、支 援物資置場として協力農地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達	・ 世田谷区	平成 12 年 1 月	・ 仮設住宅用地、復旧資材置き場、その他オープンスペース として生産緑地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達				
・ 調布市	平成 9 年 9 月	・ 生鮮食料品等の供給 ・ 一時緊急的（7 日以内）に農地に避難すること	世田谷目黒	・ 世田谷区	平成 26 年 5 月	・ JA 施設の災害対策用備蓄物品の保管場所提供 ・ JA 施設の帰宅困難者の一時受け入れ場所の開放他					
マインズ	・ 調布市	平成 9 年 9 月		・ 生鮮食料品等の供給 ・ 一時緊急的（7 日以内）に農地に避難すること	・ 世田谷区	平成 12 年 1 月	・ 仮設住宅建設用地、復旧資材置場、その他オープンスペ ースとして生産緑地を斡旋 ・ 生鮮食料品の調達				
東京みどり	・ 東大和市	平成 26 年 3 月	・ 生鮮食料品の調達 ・ 一時的避難場所（協力農地）								

J A 東京中央会ホームページより抜粋
立川市砦崎町 3-5-25 JA 東京第一ビル TEL 042-528-1321

JA東京中央会ホームページより抜粋
立川市柴崎町3-5-25 JA東京第1ビル TEL：042-528-1371

②都民と農業とのふれあい

東京農業は都民の暮らしにレクリエーションの場を提供しており、多くの人が農業の持つ様々な魅力を味わいながら健やかな余暇を過ごしています。

a. 市民農園と農業体験農園

市民農園は区市町村などが開設し、入園者が自由に野菜作りなどを楽しむことができる小規模な区画貸しの農園です。平成28年（2016年）3月末時点で、東京には447か所の市民農園が開設されており、その総区画数25,669区画です。

また、平成8年（1996年）に練馬区で生まれた農業体験農園は、市民農園のような区画貸しではなく、入園者は農園主の指導に基づいて農作業をするスタイルです。年間の入園料は収穫する野菜の代金にあたり、苗や資材は農園主から提供されます。プロ農家の助言を受けながら野菜作りに取り組むことができ、さらには入園者同士の交流もあるなど、いわば農業のカルチャースクールです。また、開設する農家にとっても安定収入につながるといったメリットがあります。

平成28年（2016年）3月末現在で、東京には107園の農業体験農園があります。

b. 収穫を楽しむ

果樹を栽培する農家の中には、一般の人々が収穫を楽しみながら季節の味を楽しむことができる観光農園を開いているところもあります。東京ではナシ、ブドウ、ブルーベリーなどの果物の収穫体験ができます。

また、野菜やイチゴを畝売りというスタイルで提供する農家もあります。農家が栽培した農産物を好きなときに収穫できる楽しみがあります。

さらにシイタケのもぎ取りや花の摘み取りができる農園等もあり、東京農業ならではの多彩な展開が見られます。

図表20 東京都における市民農園および農業体験農園の農園数・区画数（平成28年（2016年）3月末現在）

区市町村名	市民農園		農業体験農園		区市町村名	市民農園		農業体験農園	
	農園数	区画数	農園数	区画数		農園数	区画数	農園数	区画数
目黒区	1	45			立川市	3	258	5	366
大田区	5	310			武蔵野市	9	728	1	64
世田谷区	23	982	4	97	三鷹市	7	579	5	145
杉並区	11	1,377	1	84	府中市	21	1,436	5	213
板橋区	38	2,152			昭島市	2	45	6	227
練馬区	51	2,878	16	1,845	調布市	16	790	5	189
足立区	16	1,234	4	138	小金井市	5	251	2	90
葛飾区	20	1,011	2	71	小平市	4	768	4	302
江戸川区	36	1,583	1	23	東村山市	3	211	6	497
区部計	201	11,572	28	2,258	国分寺市	5	445	7	262
青梅市	17	882	2	35	国立市	18	774	2	32
福生市	8	551			西東京市	5	363	5	312
あきる野市	9	405			狛江市	8	380	2	79
羽村市	6	220	1	50	武蔵村山市	5	277	2	120
瑞穂町	1	145			東大和市	4	226	1	74
日の出町	5	300			清瀬市	1	26	1	56
奥多摩町	1	38			東久留米市	12	745	2	38
西多摩計	47	2,541	3	85	北多摩計	128	8,302	61	3,066
八王子市	30	1,473			新島村	1	7		
町田市	4	217	8	321	八丈町	1	6		
日野市	13	740	3	82	島しょ計	2	13	0	0
多摩市	7	385	2	46	東京都計	447	25,669	107	5,890
稲城市	15	426	2	32					
南多摩計	69	3,241	15	481					

東京都農林水産部調べ



農業体験農園の入園者による農作業



農業体験農園の農園主による講習

(2) 都民の期待 ～都政モニターアンケートより～

東京都生活文化スポーツ局は平成27年(2015年)に「東京の農業」をテーマにインターネット都政モニターアンケートを実施しました。以下、結果の概要を紹介します。(調査結果は東京都のホームページでも公開されています。)

① アンケートの対象者

このアンケートのモニターは、インターネットが使える20歳以上の都内在住者を対象に公募し、性別、年代、地域などを考慮して500人が選任されます。

回答者の内訳は男女比がほぼ半々、年代は20代が9.7%、30代が22.7%、40代が18.9%、50代が14.7%、60歳以上が33.9%です。居住地域は区部が約70.1%、市町村部が約29.9%です。

② 東京の農業との接点

「東京産農畜産物を食べたり、近くに農地があるなど、あなたは東京の農業を身近に感じたことがありますか」という質問(複数回答可)への回答が図表22です。約56.2%の回答者が「購入したことがある」と答えています。「近くに農地がある」が45.3%、「マスコミなどで東京の農業の話題を聞いたことがある」が37.7%となった一方で、「東京で、もぎとり・摘み取り園や市民農園などで農業体験をしたことがある」は18.3%に留まっています。

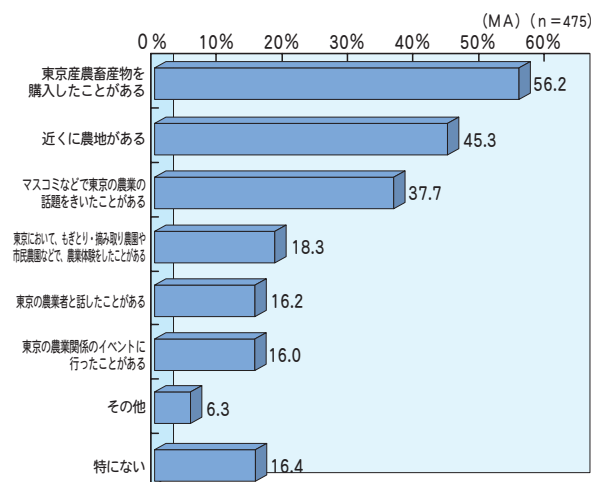
③ 東京産農畜産物の認知度

「次に掲げる東京特産の農畜産物を知っていますか」という質問(複数回答可)への回答が図表23です。青梅のウメ、江戸川発祥のコマツナ、東京狭山茶、などが上位にきています。

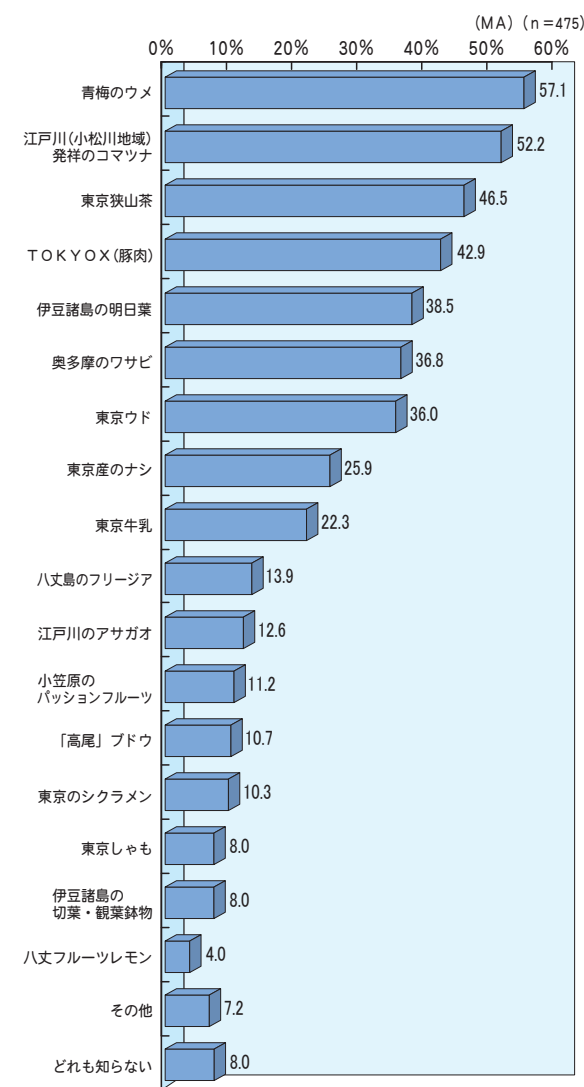
図表21 アンケートの対象者

		送付数	回収数	構成比	回収率
全 体		500	475	-	95.0
性 別	男性	250	241	50.7	96.4
	女性	250	234	49.3	93.6
年 代 別	20代	48	46	9.7	95.8
	30代	117	108	22.7	92.3
	40代	99	90	18.9	90.9
	50代	71	70	14.7	98.6
	60歳以上	165	161	33.9	97.6
居住地域別	東京都区部	351	333	70.1	94.9
	東京都市町村部	149	142	29.9	95.3

図表22 東京の農業との接点(複数回答可)



図表23 東京産農畜産物の認知度(複数回答可)



④東京産農畜産物の入手方法

「東京産農畜産物を購入したことがある方は、どこで購入しましたか」という質問（複数回答可）への回答が図表24です。「スーパーなどの量販店」が最も多い回答ですが、農家の個人直売所や共同直売所で買い物をしたことがある人も一定割合いることがわかります。

⑤東京産農畜産物への期待

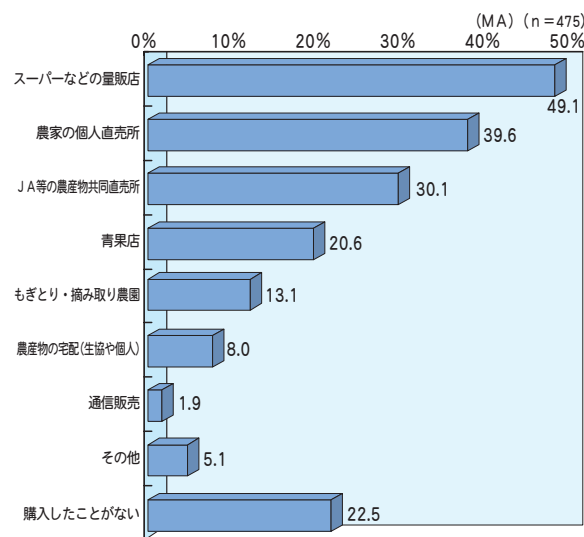
「あなたは東京産農畜産物にどのような期待をしますか」という質問（2つまで選択可）の回答が図表25です。「価格の安さ」（17.1%）を選んだ回答を、「新鮮さ」（60.0%）、「安全・安心」（48.2%）といった回答が大きく上回っているのが特徴です。他産地のものより身近で生産されている農畜産物だけに、鮮度や安心感に対する期待が大きいことがわかります。

⑥東京の農業・農地についての意向

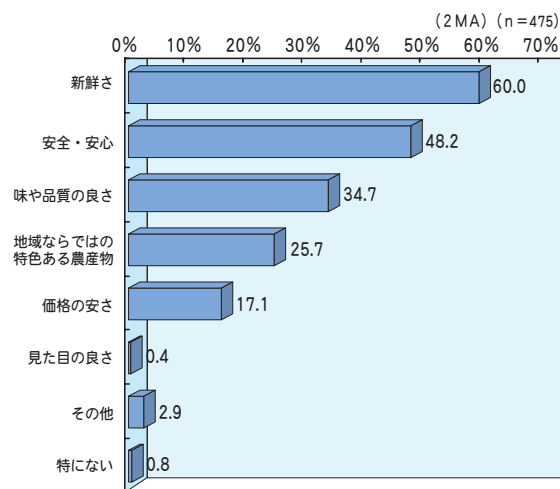
「東京のような大都市の中に農業・農地は必要なのか」という議論がありますが、あなたは、東京に農業・農地を残したいと思いますか」という質問（一つ選択）への回答が図表26です。「思う」が85.5%と、「思わない」（5.7%）を大きく引き離しています。

また、平成17年度（2005年）および21年度（2009年）に実施した同様のアンケート結果と比較したのが図表27です。これまでの結果よりも、「思う」を選んだ回答者の割合が増えていることがわかります。

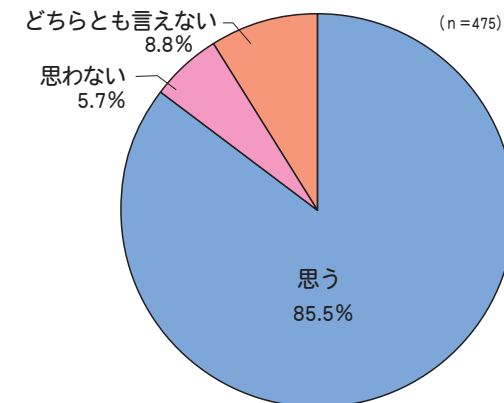
図表24 東京産農畜産物の入手方法（複数回答可）



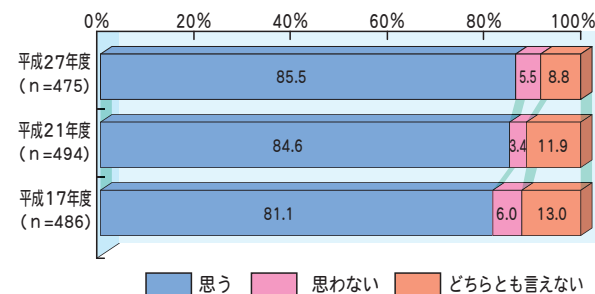
図表25 東京産農畜産物への期待（2つまで選択）



図表26 東京の農業・農地についての意向



図表27 参考：過去のアンケート結果との比較



⑦東京の農業・農地に期待する役割

「あなたは、東京の農業・農地にどのような機能や役割を期待しますか」という質問（3つまで選択可）への回答が図表28です。「新鮮で安全な農畜産物の供給」が62.9%と、もっとも多い回答でした。

また、52.4%の回答者が「緑や環境の保全」を選んでいます。

さらに「食育などの教育機能」（35.4%）が回答の3位、「農業への関心の呼び起こし」（17.3%）が7位となっており、東京の農業には「食」や「農」について学んだり知ったりする場としての役割も期待されていることがうかがわれます。

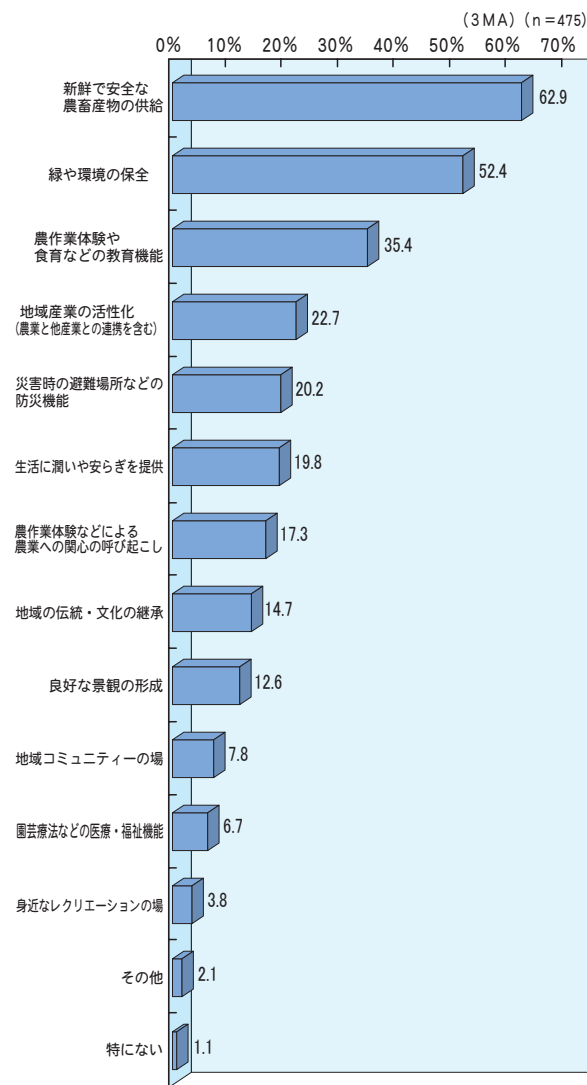
⑧東京の農地の保全

「あなたは、東京の農地を保全するためにどのような対策が必要であると思いますか」という質問（2つまで選択可）への回答が図表29です。1位の「相続税支払いのために売却され宅地になる農地を都や区市町村が買い取るなど農地のまま保全できる仕組みをつくる」(42.9%)や2位の「市街化区域の農地を保全できるように現行の法制度を改善する」(23.8%)を選んだ回答者は、農地の保全のために都市農業・農地にかかる制度の改善が必要だと考えています。2位となった「農家以外からの新規参入者など担い手を確保する」(38.5%)を選んだ回答者は、東京の農業において担い手不足が課題であると認識していることがうかがわれます。

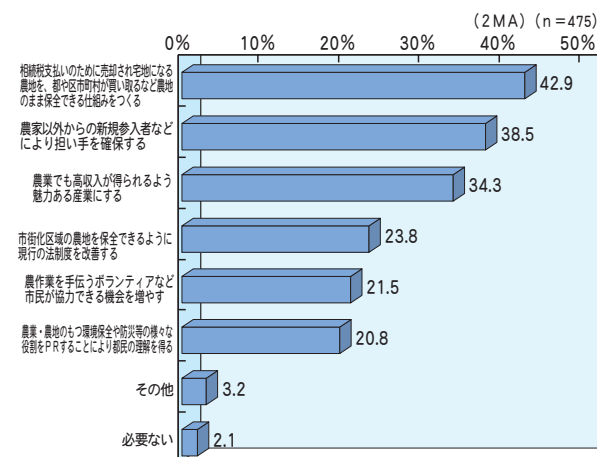
⑨東京の農地を守るための活動

「農地を守るために、どのような支援を行いたいと思いますか」との質問（2つまで選択可）に対する回答が図表30です。もっとも多い回答が「東京産の農産物を購入することで支援」(54.9%)で、2位が「農家の庭先直

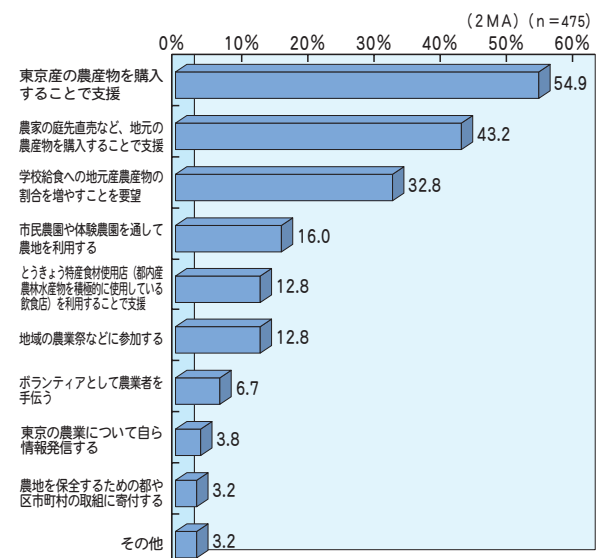
図表28 東京の農業・農地に期待する役割（3つまで選択可）



図表29 東京の農地の保全（2つまで選択）



図表30 東京の農地を守るための活動（2つまで選択）



売など、地元の農産物を購入することで支援」(43.2%)、3位が「学校給食への地元産農産物の割合を増やすことを要望」(32.8%)となりました。これらの回答から、回答者の多くが東京産の農産物を多く利用することが東京の農地の保全につながると考えていることが分かります。

⑩東京の農業に関する情報の入手方法

「東京の農業や農畜産物に関する情報を、あなたは何かから得ていますか」という質問（2つまで選択可）に対する回答が図表31です。もっとも多い回答が「都や区市町村の広報紙」(54.7%)です。3位「新聞や雑誌」(21.3%)、4位「テレビやラジオ」(20.4%)を、2位の「都内の農産物直売所」が上回っている点が特徴的です。

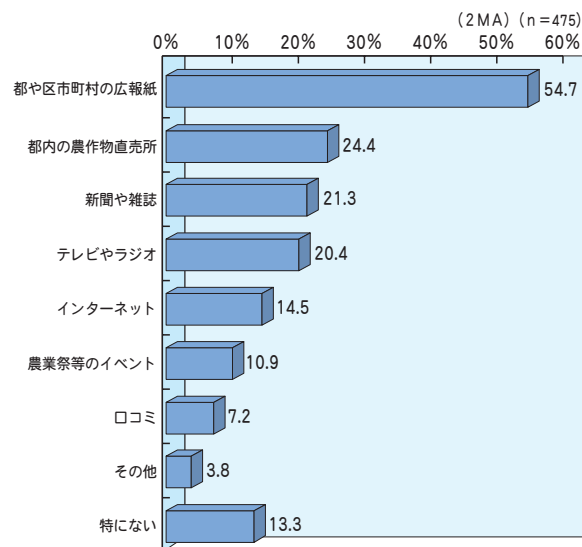
⑪東京の農業に関する欲しい情報

「あなたは、東京の農業や農畜産物に関するどのような情報を得たいですか」という質問（3つまで選択可）への回答が図表32です。回答が多い順では「東京産農畜産物の購入場所や入手方法」(65.7%)、「東京産農畜産物の種類やその生産地」(35.2%)、「農業関係のイベント」(29.5%)、「東京産農畜産物の安全対策や安全性」(29.3%)、「とうきょう特産食材使用店の情報」(21.9%)となり、1位～5位は主に東京産農畜産物を手に入れ利用することに関して興味があることがうかがわれます。また、「農作業が体験できる場」(20.0%)、「農業ボランティアの養成・募集」(8.2%)、「新規就農に関する情報」(5.1%)など、農業に触れることのできる場や就農についての情報を欲している人も少なくありません。

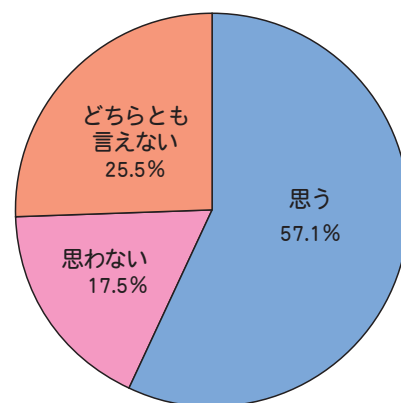
⑫農作業体験の意向

「あなたは農作業の体験をしたいと思いますか」という質問（ひとつ選択）への回答が図表33です。「思

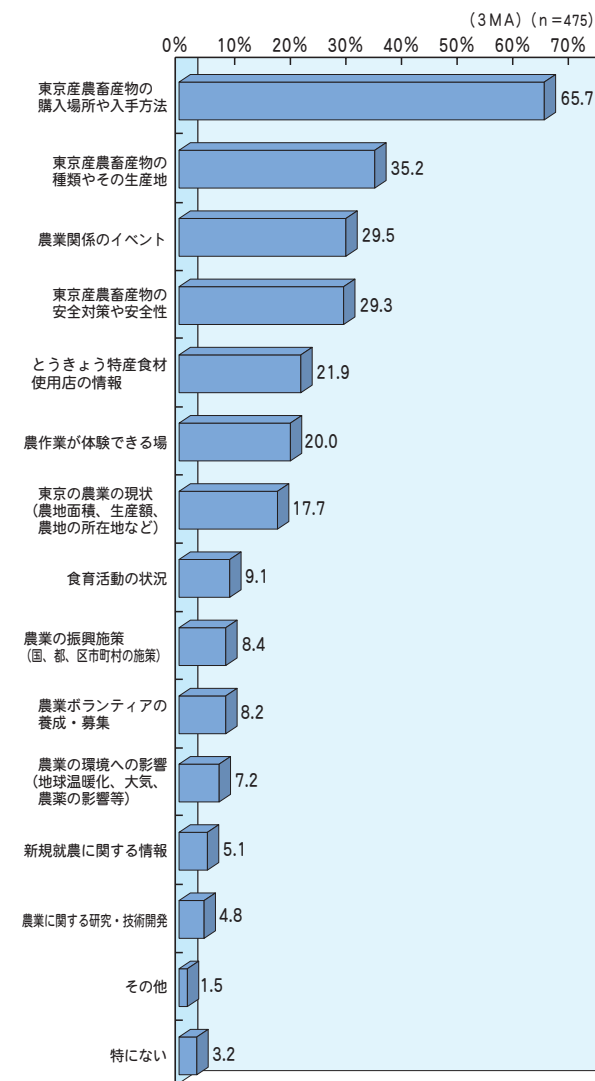
図表31 東京の農業に関する情報の入手方法
(2つまで選択可)



図表33 農作業体験の意向



図表32 東京の農業に関する欲しい情報
(3つまで選択可)



う」(57.1%)を選んだ回答者が「思わない」(17.5%)の3倍以上で、過半数を超えています。非常に多くの都民が何らかの形で農作業を体験してみたいと思っていることがわかります。

図表34で、属性別の結果をみると、30代の回答者の約70%が、「思う」と回答しており、全世代の中で「思う」の回答数がもっとも多くなりました。

⑬具体的な農作業体験の内容

上記の質問で「思う」と答えた人に対する、「あなたはどのような形の農作業体験をしたいと思いますか」という質問(2つまで回答可)への回答が図表35です。最も多い回答が「芋掘り、摘み取りなどの収穫体験」(48.7%)、「市民農園(独自に行う野菜づくり)」(41.0%)で、次いで「農業体験農園(農家が経営する研修施設を学べる農業カルチャースクール)」(35.4%)、「種まき、田植えなどの体験的な農作業」(25.8%)と続きます。

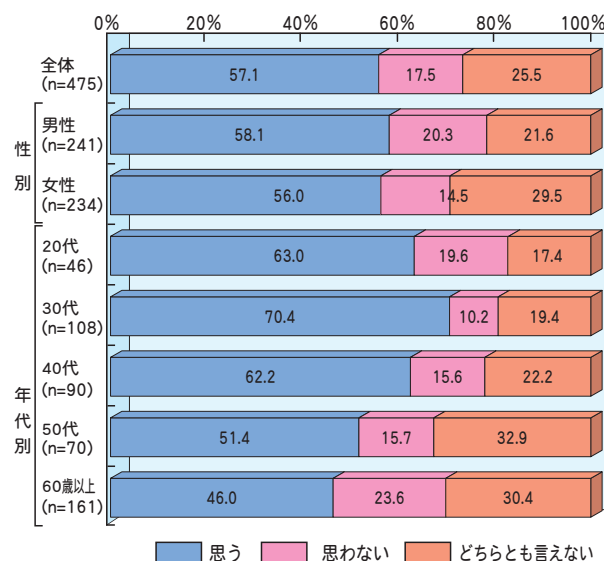
また、「農業ボランティアなどでの農家の手伝い」を選んだ回答者も18.1%あり、「体験」という範疇を超えて、援農という形で農業に関わってみたいと考えている都民が一定数存在することを裏付けています。

⑭東京都の農業振興施策

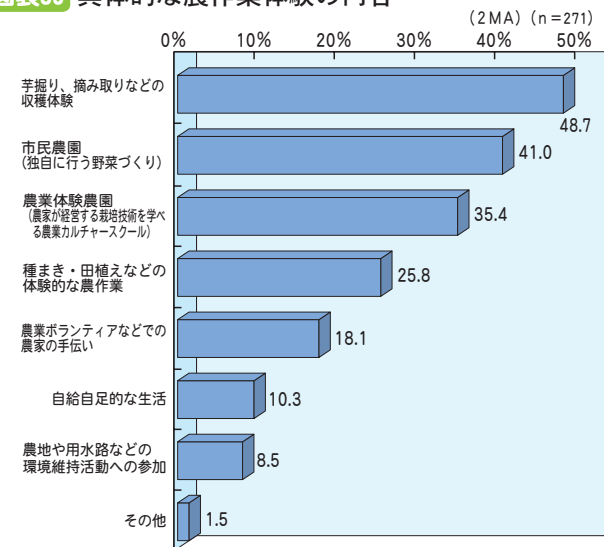
「あなたは、東京の農業の振興のために東京都がどのような施策に力を入れるべきだと思いますか」という質問(3つまで選択可)への回答が図表36です。

これを見ると1位が「学校給食での地元産の農産物の使用」(58.5%)、2位が「子供を対象にした農業体験や食育の推進」(45.3%)で、子供の教育と関連させて東京の農業を振興してほしいと考えている人が多いことがわかります。

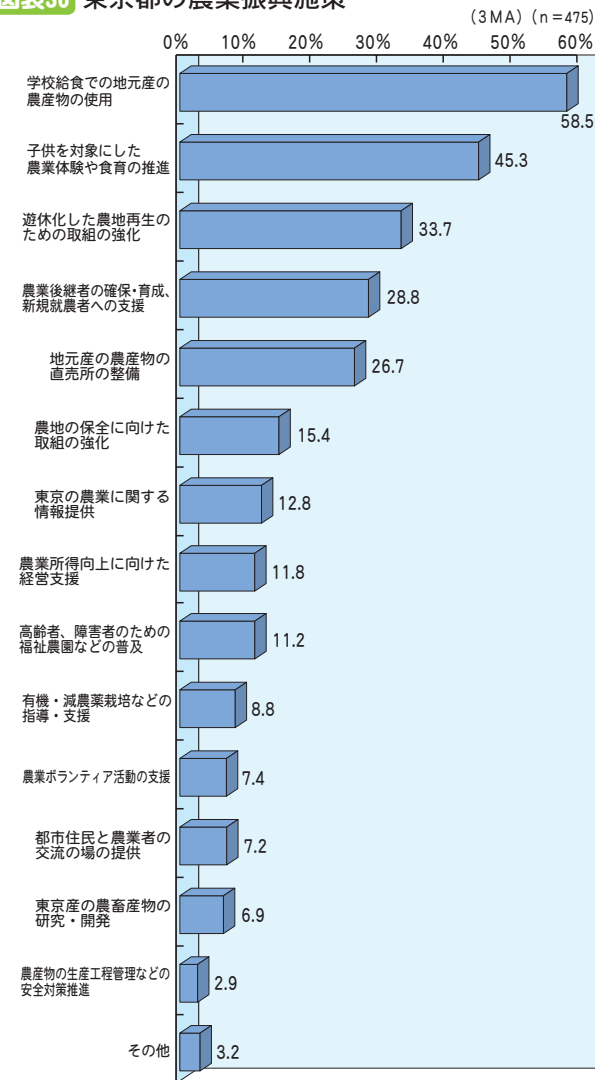
図表34 農作業体験の意向(属性別)



図表35 具体的な農作業体験の内容



図表36 東京都の農業振興施策



3 東京の農地と農業の担い手

(1) 東京の農地

①東京都の農地面積

平成27年(2015年)現在、東京都の農地面積は7,130 haです(農林水産省調べ)。

地域別での農地面積の割合を見ると、区部が7.9%、西多摩地域が20.2%、南多摩地域が22.5%、北多摩地域が33.8%、そして伊豆諸島と小笠原諸島からなる島しょ地域が15.6%となっています(図表37)。(※各区市町村の地域の所属は2ページにあります)。

②農地面積の推移

昭和35年(1960年)に31,447 haあった農地面積は、平成27年(2015年)までの55年間に24,317 ha(77.3%)減少しました。

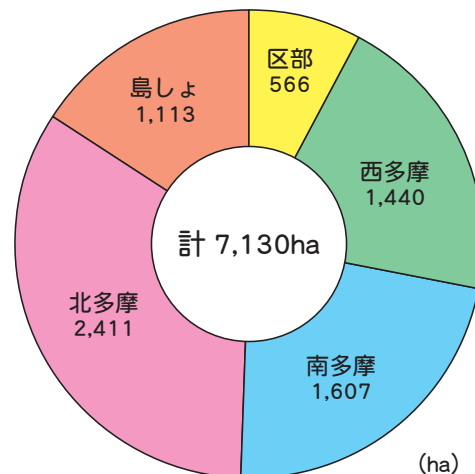
図表38では昭和35年(1960年)以降の農地面積の推移を表しており、昭和50年(1975年)までの高度経済成長期に、急激な都市化により16,890 ha(53.7%)の農地が減少しています。15年間で平均すると毎年1,100 ha以上の農地が減少したことになります。

昭和50年(1975年)以降は減少の度合いが鈍化しましたが、平成27年(2015年)までの40年間で7,427 ha(51%)の農地が減少し、いまでも毎年100 ha以上の農地が、農地以外の用途に転用されています。

また、農地の種類別の内訳を見ると、水田の割合は昭和35年(1960年)には21.1%を占めていましたが、平成27年(2015年)には3.9%にまで減少し、普通畑が73.5%を占めています。

全国の道府県と比較すると、水田の占める割合が極端に少なく、畑作中心の農業が行われていることが東京の農業の大きな特徴となっています。

図表37 東京都の農地面積 平成27年(2015年)

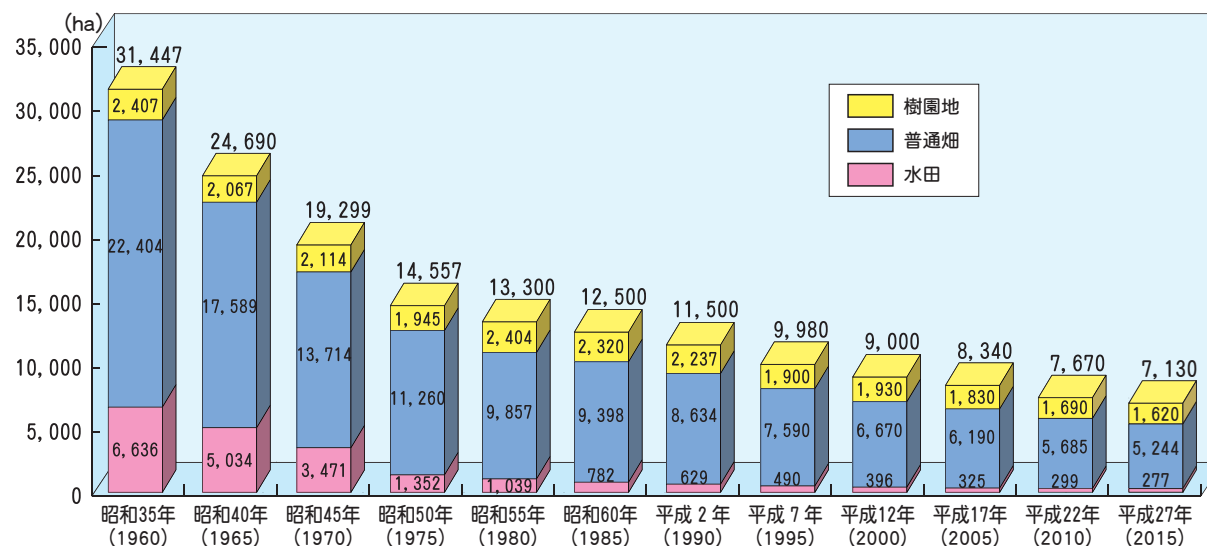


(農林水産省 農林水産関係市町村別データより作成)
※端数処理のため各地区の合計が東京都全体の計と一致しない。



江戸川区でのコマツナ生産

図表38 東京都内の農地面積の推移



(農林水産省 農林水産関係市町村別データより作成)
※端数処理のため樹園地、普通畑、水田の合計が東京都全体の計と一致しない場合がある

③農地転用

右の図表39は、農地法第4条および第5条の許可や届出等により農地から別の用途に転用された面積の推移をあらわしたグラフです（登記地目の変更のための許可や届出等を含みます。）。

平成27年（2015年）の農地転用面積を見ると、約217haのうち約135ha（62.2%）が住宅用地に、67ha（30.1%）がその他として商業サービス用地等に転用されています。また、平成16年（2004年）からの11年間で累計約1,669haの農地が住宅用地に転用されています。

④農業振興地域・農用地区域の農地

昭和44年（1969年）の「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域の指定を受けた市町村は農業振興地域整備計画を定め、農用地区域を設定しています。農用地区域は、今後も長期にわたり農用地等としての利用を図るべき地域として、農業の振興・発展に必要な支援措置が講じられます。

東京では、図表40の10市町村の農業振興地域に、あわせて3779.6haの農用地区域が設定されています（平成26年（2014年）12月1日現在）。

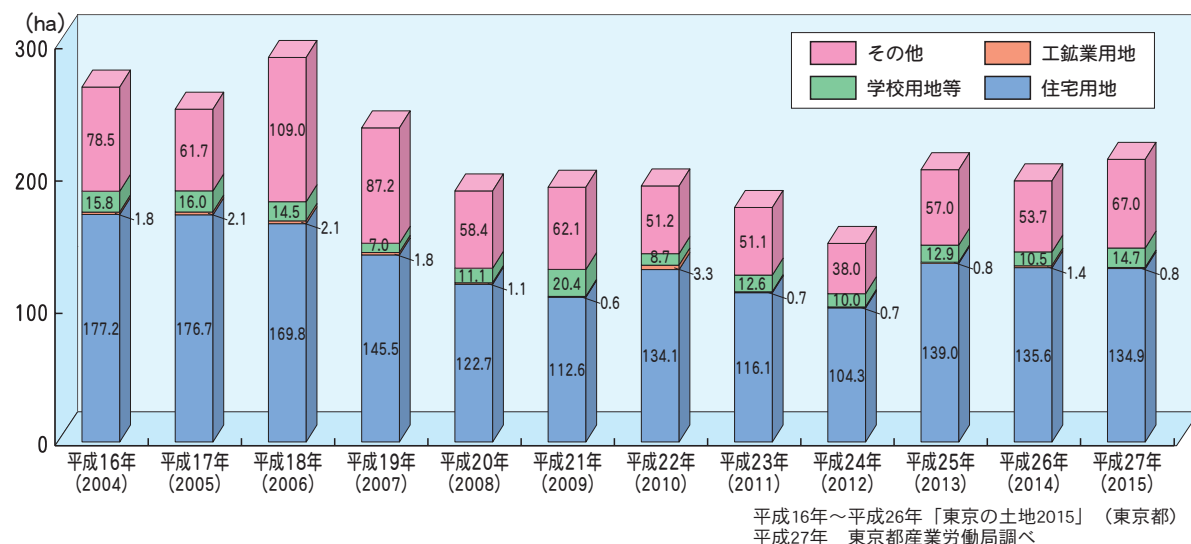
なお、農用地区域内の農地については、農業以外への利用が厳しく制限されています。

⑤市街化調整区域内の農地

都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として、昭和43年（1968年）に都市計画法が制定されました。この法律に基づき、東京都では昭和45年（1970年）に市街化区域と市街化調整区域の「線引き」が行われました。

市街化調整区域は、都市計画で定められる区域区分のひとつで、市街化を抑制すべきとされる区域です。次ページで説明している市街化区域と対をなすもので、都市開発の行為が抑制されています。

図表39 用途別農地転用面積の推移



図表40 農業振興地域にある農用地区域面積
(平成26年12月1日末現在)

市 町 村	農用地区域面積 (ha)
青 梅 市	184.1
あきる野市	256.3
瑞 穂 町	189.5
日 の 出 町	84.5
八 王 子 市	98.5
大 島 町	608.5
新 島 村	214.0
神 津 島 村	150.6
三 宅 村	934.0
八 丈 町	1,059.6
合 計	3,779.6

「農業振興地域整備計画総覧」
(関東農政局農村計画部)より



農業振興地域・農用地区域での農業生産

⑥市街化区域内の農地

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域および計画的に市街化を図るべき区域とされています。しかし、現在も多く農地が存在し、多彩な農業が営まれています。

平成27年（2015年）の東京都全体の農地面積7,130haのうち、市街化区域内の農地面積は4,051ha（56.8%）となっており、市街化区域内での農業が東京農業の中で大きな位置を占めていることがわかります。

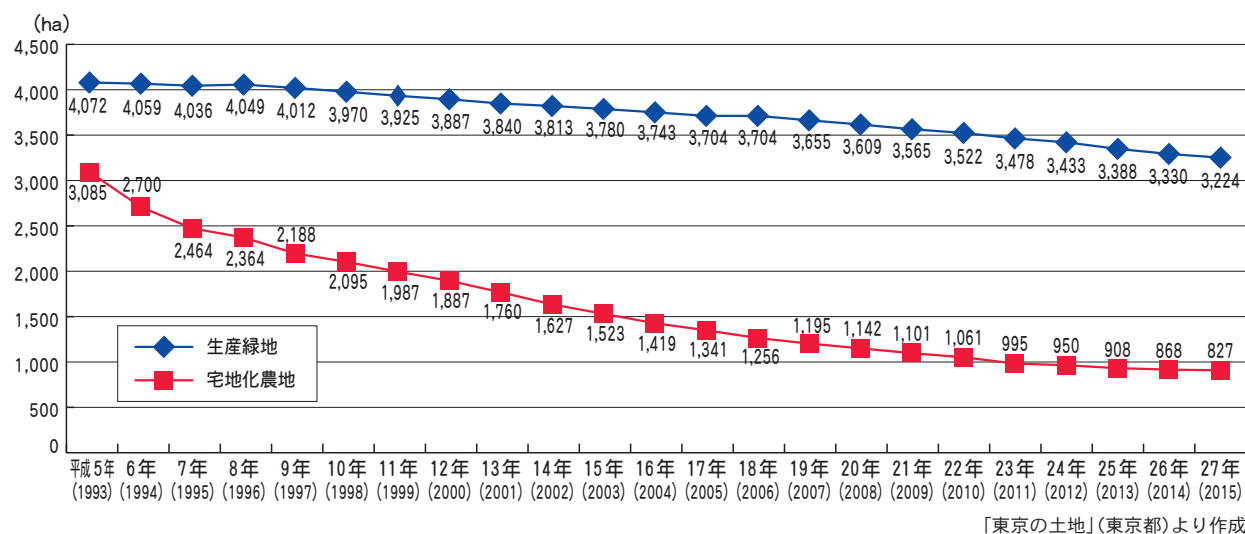
平成3年（1991年）には、生産緑地法が改正され、東京都では平成4年（1992年）の指定以降、特別区と市部にある市街化区域内の農地は「保全する農地＝生産緑地地区」と「宅地化する農地」とに区分されることになり、税制も見直されました。平成5年（1993年）11月の生産緑地の指定完了以降も、宅地化農地等の一部は追加で生産緑地に指定されています（区市の都市計画による）。

平成27年（2015年）で見ると、東京都の市街化区域内にある農地面積4,051haのうち、生産緑地は3,224ha、宅地化農地は827haとなっており、市街化区域の農地の約8割が生産緑地に指定されています。

平成5年（1993年）以降の面積の推移では、市街化区域内の農地は7,157haから平成27年（2016年）の4,051haへと減少していますが、減少した農地のうち約7割を宅地化農地が占めています。

図表41で表している生産緑地と宅地化農地面積の推移を見ると、平成5年（1993年）から平成27年（2015年）までの23年間で、生産緑地は848ha（20.8%）の減少に留まっているのに対し、宅地化農地は2,258ha（73.2%）減少しています。

図表41 生産緑地と宅地化農地面積の推移



図表42 地域別の生産緑地と宅地化農地面積の推移

単位：ha（カッコ内は平成10年の面積を100%としたときの割合）

区 市 名	種 別	平成10年 (1998)	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)
区 部 計	生 産 緑 地	545.7 (100.0)	522.8 (90.8%)	488.3 (84.8%)	451.6 (78.4%)
	宅 地 化 農 地	490.4 (100.0)	281.8 (57.5%)	204.0 (41.6%)	132.4 (27.0%)
	市街化区域内農地	1,036.1 (100.0)	804.6 (77.7%)	692.3 (66.8%)	584.0 (86.0%)
西多摩地区計	生 産 緑 地	298.7 (100.0)	280.3 (93.8%)	268.7 (90.0%)	257.0 (95.3%)
	宅 地 化 農 地	222.3 (100.0)	175.5 (78.9%)	139.8 (62.9%)	118.0 (53.1%)
	市街化区域内農地	521.0 (100.0)	455.8 (87.5%)	408.5 (78.4%)	375.0 (72.0%)
南多摩地区計	生 産 緑 地	884.7 (100.0)	851.2 (96.2%)	819.8 (92.7%)	766.8 (86.6%)
	宅 地 化 農 地	700.2 (100.0)	524.9 (75.0%)	388.7 (55.5%)	325.2 (46.4%)
	市街化区域内農地	1,584.9 (100.0)	1,376.1 (86.8%)	1,208.5 (76.3%)	1,091.5 (68.9%)
北多摩地区計	生 産 緑 地	2,241.2 (100.0)	2,125.6 (94.8%)	2,032.4 (90.7%)	1,913.0 (85.4%)
	宅 地 化 農 地	681.7 (100.0)	540.7 (79.3%)	409.9 (60.1%)	332.3 (48.7%)
	市街化区域内農地	2,922.9 (100.0)	2,666.3 (91.2%)	2,442.3 (83.6%)	2,245.3 (76.8%)
東 京 都 合 計	生 産 緑 地	3,970.2 (100.0)	3,779.9 (95.2%)	3,609.0 (90.9%)	3,388.2 (85.3%)
	宅 地 化 農 地	2,094.6 (100.0)	1,523.0 (72.7%)	1,142.3 (54.5%)	907.7 (43.3%)
	市街化区域内農地	6,064.8 (100.0)	5,302.9 (87.4%)	4,751.3 (78.3%)	4,295.9 (70.8%)

「東京の土地」(東京都)より作成



生産緑地制度

東京都内にある区市の市街化区域の農地は、①生産緑地に指定されている農地か、②指定されていない農地（宅地化農地）かに区分することができます。

平成3年（1991年）に改正生産緑地法が施行され、都内区市の市街化区域の農地は、所有者の判断で生産緑地に指定するか判断することになり、指定の要件は一団で500㎡以上の現況農地等となります。

生産緑地に指定されると、固定資産税等の課税の基礎となる評価が「農地」となるほか、特定市（羽村市・あきる野市の一部を除く区市）の市街化区域では、生産緑地のみが相続税納税猶予制度の適用が受けられます。

一方で、指定を受けると、農業用施設用地等以外の農地転用はできず、適正に農地を肥培管理する必要があります。また、この行為制限を解除する事由は、①指定後30年経過すること、②主たる農業従事者の故障や死亡等に限られます。

都内市街化区域の農地の約8割弱が生産緑地の指定を受けており、市街化区域で安心して農業を継続するためになくてはならない制度となっています。



相続税と納税猶予制度

相続税は、両親等の死亡による相続時に納税の義務が課せられる国税で、特に、市街化区域など都市地域においては、例えば、農業経営を引き継ぐ者（直系卑属等）が相続する農地は、近傍宅地を基準とした評価がされることから、高額な納税の評価額となります。

このため、相続は都市農地の減少の大きな要因のひとつとなっています。

このような都市農地の営農を引き継ぎ、継続するための制度として相続税納税猶予制度があります。

本制度は、相続した農地を農業投資価格として評価をし、通常の評価による相続税の差額について納税を猶予するというものです。

ただし、本制度の適用を受けるためには、一定の要件があります。

都内区市の市街化区域（羽村市・あきる野市の一部を除く）で本制度の適用を受けるためには、引き継ぐ農地は生産緑地に限られ、適用後は営農困難時等を除き、終生営農（貸借不可）することになります。市街化区域以外の制度適用農地においては、一定の要件のもと貸借が可能となっています。（終生農地利用）

さらに、制度適用後は、適用農地において農地転用や譲渡を行うと、猶予されていた税額を利子税とともに納税する義務が生じます。（期限の確定）

また、適用農地は、農地として維持し農産物を継続して生産していくことが必要であり、適用農地が不耕作となった場合は、期限の確定（上記）となります。

相続税納税猶予制度は、生産緑地とあわせ、都市農業および都市農地を維持していくために、なくてはならない制度です。



生産緑地の追加指定

平成3年（1991年）の生産緑地法の改正により、都内区市の市街化区域の農地は、所有者等の意思により、生産緑地（保全すべき農地）と宅地化農地（開発可能な農地）とに区分することが義務づけられました。

生産緑地は、区市長が指定（都市計画決定）しますが、平成4年（1992年）・5年（1993年）の当初の指定から一部の区を除き再指定は見送られてきました。

そのような中、市街化区域の農地は生産緑地の指定を受けずには継続が困難との農業に意欲を持つ農業者からの要望を受け、農業委員会が区市長に建議をし、現在では多くの区市で毎年生産緑地の指定を受け付け、追加指定が行われています。

また、都内の市街化区域の農地の約8割弱が生産緑地に指定されているものの、相続等により毎年の生産緑地の減少に歯止めがかからない現状から、従来は区市の生産緑地指定基準等で「指定できない」と示されている「過去に生産緑地の買い取り申出（行為制限の解除）された農地」等について農業委員会の意見提出により、再指定が進められている区市があります。



都内の生産緑地での農業生産

(2) 東京農業の担い手

① 農家数

東京都内の平成27年（2015年）における全農家数は11,222戸です。

農家数の推移を見ると東京の農家が減少し続けていることが分かりますが、近年は減少の速度がやや鈍化しています。

専業農家は2,613戸で全体の23.3%であり、大半の農家は農業以外にも収入がある兼業農家です。さらにその中でも第二種兼業農家や自給的農家が大きな割合を占めています。

また、地域別の農家数を示したグラフが図表44です。販売農家の占める割合が高いのが北多摩と区部で、西多摩は比較的低いことがわかります。

解説

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

兼業農家

世帯員のうちひとり以上が農業以外の仕事に従事して収入を得ている農家。農業を主とするものを第1種兼業農家、農業を従とするものを第2種兼業農家という。

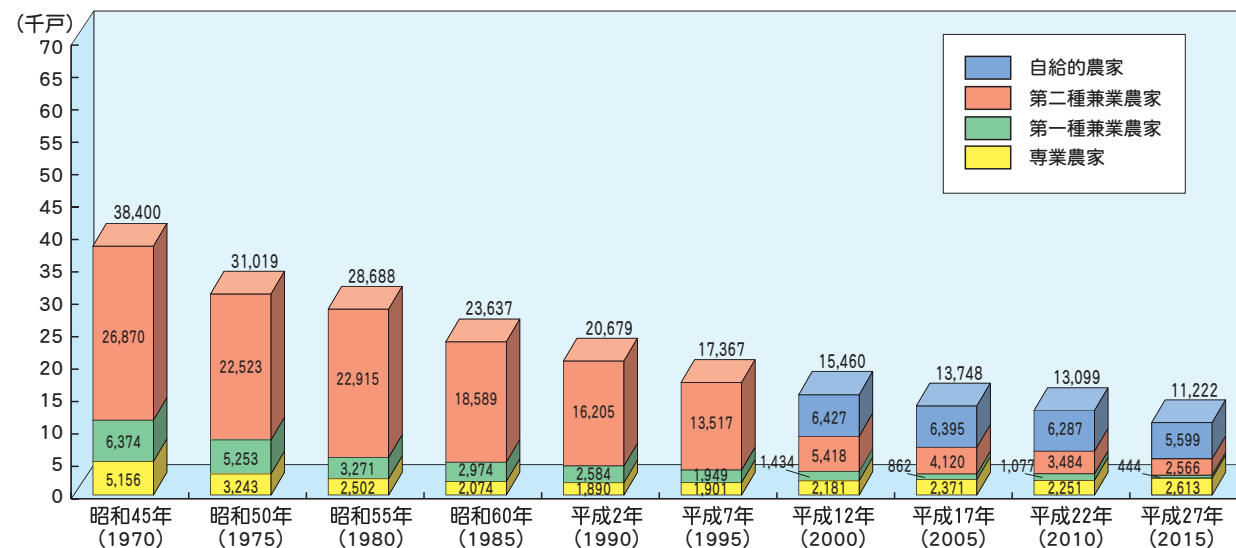
専業農家

世帯員に農業以外の仕事に従事する者がなく、農業収入だけで生計をたてている農家。

販売農家

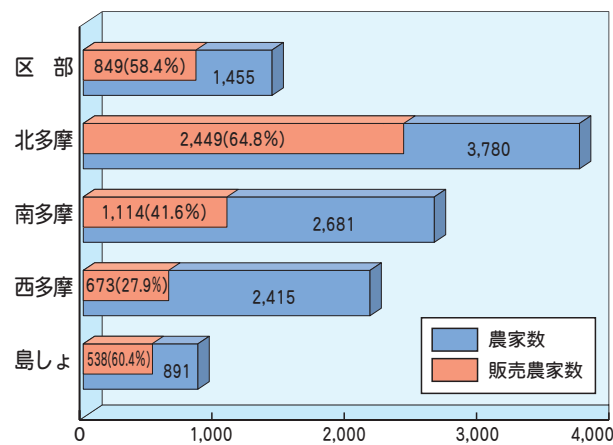
経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

図表43 農家数の推移



資料：農林業センサス

図表44 地域別の農家数と販売農家割合
平成27年（2015年）



資料：農林業センサス



西東京市の果樹生産者

②経営規模別の農家数

農家1戸当たりの経営耕地規模別に農家数の推移を示したものが図表45です。平成27年（2015年）で見ると、30a未満の農家が6,278戸（55.9%）と最も多く、次いで50～100a未満の2,036戸（18.1%）、30～50a未満の1,812戸（16.2%）、100a以上の1,096戸（9.8%）と続きます。100a未満の農家が全体の9割を占めており、全国平均と比べても経営耕地面積が小規模な農家の占める割合が大きくなっています。

階層の推移を見ると、30a以上の経営耕地面積を持つ農家が全体に占める割合は昭和45年（1970年）には61.5%でしたが、平成27年（2015年）には44.1%に減少しています。

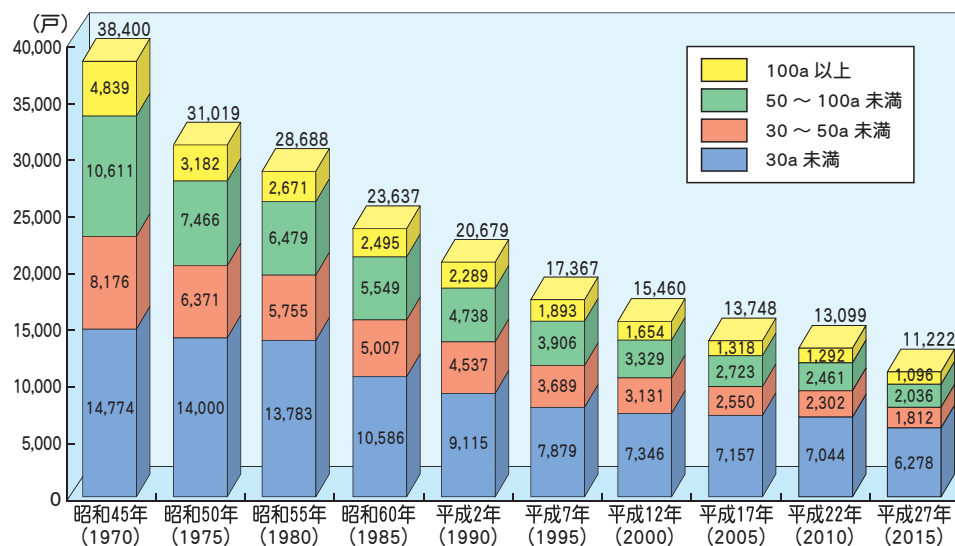
農家数について、地域別に経営耕地面積規模ごとの割合を示したのが図表46です。

区部では、30a未満の層が1/3以上を占めています。

また50a以上の層が占める割合が最も大きいのは北多摩（58.7%）となっています。

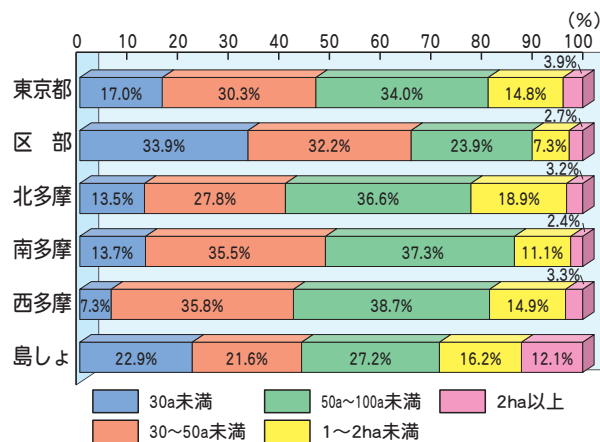
販売農家（前項の解説参照）について、年間の販売規模別の農家数と割合を示したのが図表47です。これを見ると、「販売なし」と「100万円未満」をあわせた農家数が全体のおよそ半分近くを占めていることがわかります。続いて100～300万円未満が27.8%、500万円以上があわせて14.5%、300～500万円未満の販売規模がある農家は10.6%です。

図表45 経営耕地規模別農家数の推移



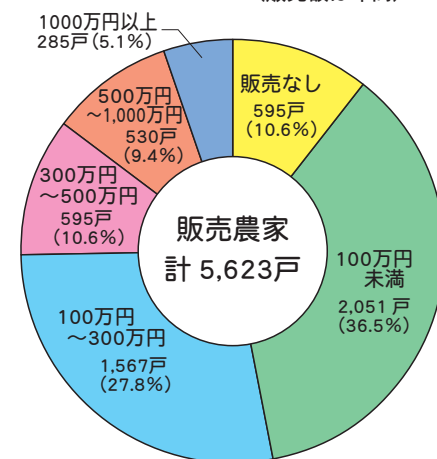
資料：農林業センサス

図表46 地域別の経営耕地面積規模別農業経営体数(割合)



資料：農林業センサス

図表47 販売農家の販売規模別農家数(販売額は年間)



資料：農林業センサス

③認定農業者

東京農業の中核的な担い手として期待される認定農業者については、平成28年(2016年)3月末現在、1,506経営体が認定を受けています。制度が始まった当初は農業振興地域等に農地を持つ農業者が中心でしたが、その後、農地の規模拡大が難しい市街化区域内においても多くの意欲ある農業者が認定を受けるようになりました。

都や区市町村、関係団体は認定農業者の経営改善を後押しするための様々な支援策に取り組んでいます。



認定農業者制度

認定農業者制度は、効率的で安定した農業経営を目指す農業者を支援するため農業経営基盤強化促進法に基づいて設けられた国の制度です。区市町村は農業経営の基本的な指標を定める基本構想を策定し、これに照らして農業者（法人を含む）が作成した「農業経営改善計画」を認定し、その計画実現を支援します。

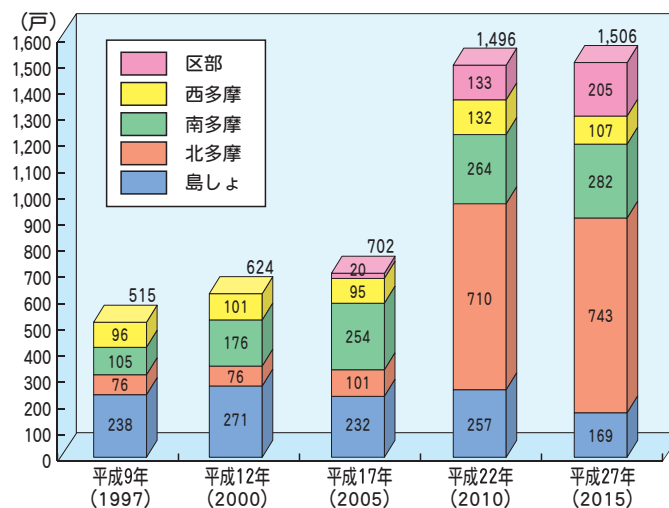
支援の内容は、農用地の利用集積、低利資金の利用、各種研修会、区市町村や関係機関による助言・サポートなどです。

経営改善計画には、経営発展を目指す農業者が5年後に向けた経営の目標と措置を記載します。5年を経過すると再び計画を作成すれば再認定を受けることができます。平成15年からは、家族の間で家族経営協定を結んで共同申請することで配偶者や後継者も認定農業者になることができるようになりました。

認定農業者の愛称である「いきいきファーマー」のロゴマーク



図表48 認定農業者数（経営体）の推移



※各年度の年度末(3月)時点で集計
東京都農林水産部調べ

図表49 区市町村別の認定農業者数

平成28年3月末現在

世田谷区	34	昭島市	22
練馬区	64	調布市	33
足立区	29	小金井市	17
葛飾区	42	小平市	61
江戸川区	36	東村山市	41
青梅市	41	国分寺市	50
福生市	1	国立市	17
あきる野市	33	西東京市	50
瑞穂町	21	狛江市	20
日の出町	11	東大和市	20
八王子市	96	清瀬市	88
町田市	91	東久留米市	45
日野市	54	武蔵村山市	35
多摩市	4	大島町	23
稲城市	37	新島村	11
立川市	93	三宅村	11
武蔵野市	27	八丈町	112
三鷹市	58	小笠原村	12
府中市	66	合計	1,506

東京都農林水産部調べ



稲城市認定農業者認定書交付式の様子

④基幹的農業従事者

販売農家における基幹的農業従事者（農業にたずさわる世帯員のうち、ふだん主に農業に従事する者）の年齢構成を示したのが図表50です。

平成27年（2015年）時点で39歳以下の若手農業従事者はあわせて7%、そして40～59歳の層があわせて26.7%、60～69歳の層が24.6%、そして70歳以上が41.7%と続きます。全体の3分の2を60歳以上の従事者が占めています。

平成7年（1995年）以降の20年間の推移を見ると、49歳以下の階層が占める割合はそれほど減少していませんが、60～69歳の層が減少し、70歳以上の従事者が占める割合が増えてきたことがわかります。

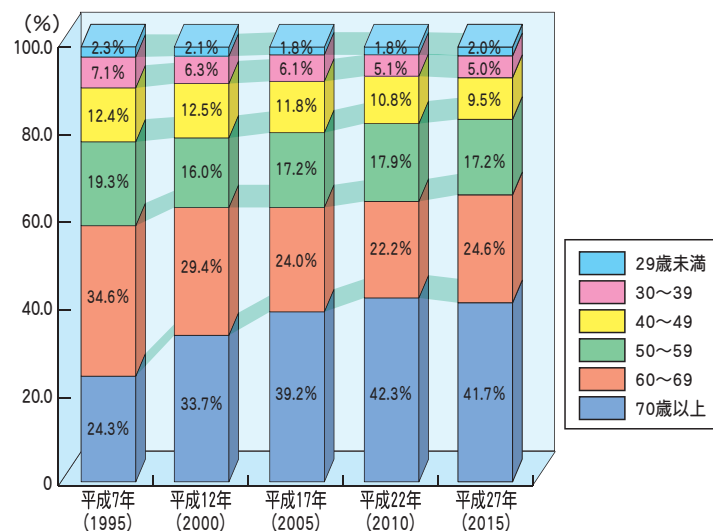
⑤農業後継者

販売農家について、家に農業後継者がいる農家と、いない農家の割合等を示したのが図表52です。なお、この場合の農業後継者とは、農林業センサスの調査時点で満15歳以上であり、次の代でその家の農業経営を継承することが確認されている者のことです（予定も含む）。

平成27年（2015年）時点で「同居の後継者がいる」としている農家は全体の37.9%です。男性の後継者が多くなっていますが、一部の農家では女性を後継者として位置付けています。

同一世帯でも別世帯でも「後継者がいない」としている農家は44.4%です。平成12年（2000年）からの15年間の変化を見るとその割合が増えており、後継者確保の課題が一層重大になっていることがわかります。

図表50 基幹的農業従事者数構成の推移（販売農家）



資料：農林業センサス



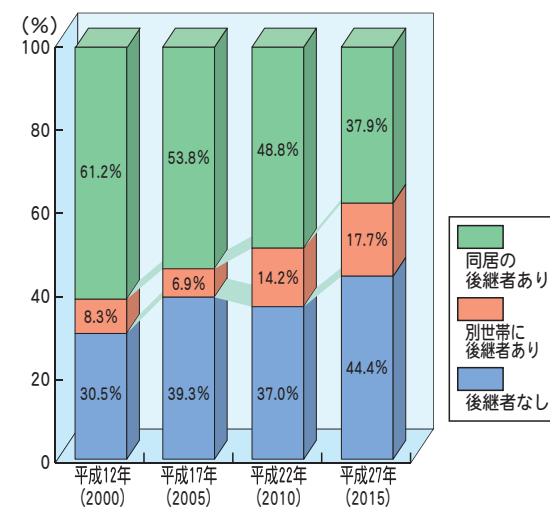
基幹的農業従事者には施設化を図り、雇用を活用し、農業経営を行う若手農業者がいる。

図表51 農業後継者の有無（販売農家）

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
販売農家総数	9,033 (100.0%)	7,353 (100.0%)	6,812 (100.0%)	5,623 (100.0%)
同居の後継者あり	5,530 (61.2%)	3,956 (53.8%)	3,325 (48.8%)	2,133 (37.9%)
男の後継者	5,123 (56.7%)	3,628 (49.3%)	3,044 (44.7%)	1,882 (33.5%)
女の後継者	407 (4.5%)	328 (4.5%)	281 (4.1%)	251 (4.5%)
別世帯に後継者あり	747 (8.3%)	507 (6.9%)	966 (14.2%)	993 (17.7%)
後継者なし	2,756 (30.5%)	2,890 (39.3%)	2,521 (37.0%)	2,497 (44.4%)

資料：農林業センサス

図表52 農業後継者の有無別構成の推移



資料：農林業センサス

⑥都内の非農家出身者の新規就農

◆市街化調整区域での新規就農

都内(島しょ地域を除く)で、法律に基づき少額または無償で農地を借り受け、非農家出身者が農業経営をはじめ、いわゆる新規就農者(以後新規就農者)は、平成21年(2009年)3月にはじめて瑞穂町で誕生しました。

都内は農地が少なく、さらに島しょ地域を除くと農地の約6割超が市街化区域にあるという状況にあり、市街化区域においては、①農地の貸借における主体的な法手続きである「農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の農地利用集積計画による利用権設定」が対象外となっている、②相続税納税猶予制度適用農地を貸し付けると制度が打ち切り(期限の確定)となる(営農困難時貸付を除く)③市街化区域の農地の約8割を占める生産緑地は貸借をすると農地の所有者に相続があった際に相続人に不利益が生じる等の事由から農地の貸借は困難な状況となっています。

一方、新規就農(農地の貸借)が可能とされている市街化調整区域は、都内(島しょ地域を除く)の農地面積の約3割弱ほどしか占めておらず、市街化調整区域の農地が一定規模以上面積がある市町は、①青梅市、②あきる野市、③瑞穂町、④日の出町、⑤八王子市、⑥町田市、⑦武蔵村山市の7市町となっています。

このため、都内(島しょ地域を除く)では、農業経営基盤強化促進法等による権利設定により農地を借り新規就農する取り組みが進みづらい状況でしたが、瑞穂町で都内初の新規就農の誕生以降、平成21年(2009年)12月の農地制度の改正、また一般社団法人東京都農業会議と農業委員会の連携により、以後7市町で多くの新規就農者が誕生しています。

東京都においては、平成24年(2012年)1月に新規

就農希望者経営計画支援会議を東京都担い手育成総合支援協議会幹事会内に設置し、新規就農希望者の経営計画について助言等を行っているほか、市町村と連携

して、新規就農をした者が市町村長より青年等就農計画の認定が受けられるよう支援をし、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の予算化等を行っています。

認定就農者(認定新規就農者)

認定就農者は、農業経営基盤強化促進法に規定され、新たに農業経営を営もうとする青年等(原則45才未満・就農5年未満の者)が青年等就農計画を作成し、市町村長から同計画について認定を受けた者をいいます。市町村等はその計画達成に向けて支援を講じていくことになります。農業次世代人材投資事業(経営開始型)の活用には認定就農者となることが必須の条件となっています。

新規就農経営計画支援会議

(1)役割

一定の基準(※対象者参照)を満たした都内で新規就農を目指す者の経営計画の助言等を行うため、平成24年(2012年)1月に東京都担い手育成総合支援協議会幹事会内に設置。

同協議会で助言等を受けた者については、一般社団法人東京都農業会議を通じ、市町村・農業委員会に対し、農地のあっせん協力を依頼することができるとされています。

(2)構成

- ①東京都農業振興課
- ②東京都農業振興事務所
- ③東京都中央・南多摩・西多摩農業改良普及センター
- ④東京都大島支庁・八丈支庁・三宅支庁・小笠原支庁
- ⑤東京都島しょ農林水産総合センター
- ⑥公益財団法人 東京都農林水産振興財団

⑦東京都農業協同組合中央会

⑧一般社団法人 東京都農業会議

(3)成果

本支援会議を通じ、平成21年(2009年)3月～平成29年(2017年)2月までに35経営体の新規参入(個人・法人)があり、計約16ヘクタールの農地のあっせんが行われています。

新規就農経営計画支援会議の対象者(※)

①就農希望地が東京都内、②年間所得目標が5年後に300万円以上、③年間農業従事日数が150日以上となる見込みがある者で下記の要件を満たす者等。

(1)15才以上40才未満の者

おおむね1年間以上継続して、東京都内の認定農業者宅等で農作業かつ農業経営等に携わった者。

(2)40才以上65才未満の者

おおむね6ヶ月以上継続して、東京都内の認定農業者宅等で農作業かつ農業経営等に携わった者。

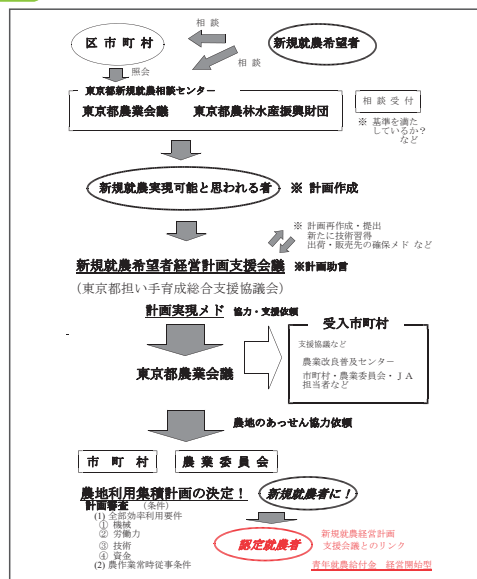
(3)65才以上の者

(1)もしくは(2)について、農地法2条2項で規定する世帯員等によって満たし、かつ農業経営が継続できると認められる者。

(4)法人

農業経営に参画し農地の権利を取得しようとする法人がはじめて農地の権利設定等をする際に、事前に経営計画等の助言を受けることができる。

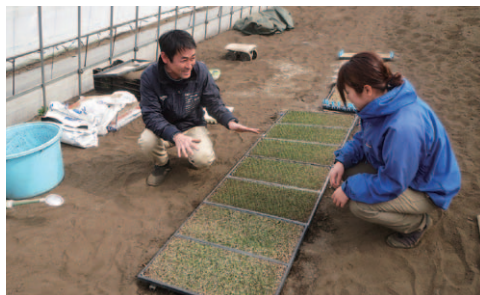
図表53 新規就農希望者経営計画支援の流れ



都内の多くの農業者が研修生を受入れ

都内のほとんどの新規就農者は、農業経営をはじめるまでに都内の農業者宅で数年間の研修を受けています。このことで新規就農者は、都内での農業経営や適地・適作を学び、技術の伝承等が行われています。

指導農業士等が研修生を受け入れるにあたり、東京都の農業体験研修事業等が活用されています。



市町村の取り組み

都内市町村では新規就農者の受入れや支援等を行っています。町田市では、農地利用集積円滑化事業を活用し農業研修や農地のあっせんを実施し、新規就農者19人が誕生しています。(平成28年(2016年)4月現在)

新規就農者に対しては、あきる野市では新規就農者提案型農業経営支援事業による支援、瑞穂町では、町が主体となり、「東京みずほファーマーズわかば組」を結成し、JR箱根ヶ崎駅で定期的に開催される「みずほマルシェ」(写真)等への参加による販路拡大等を支援しています。



島しょ地域での新規就農

島しょ地域では、大島町・八丈町・三宅村・新島村・神津島村等で、島内外在住を問わず、新規就農希望者の受入れを行っています。

大島町では、大島町新規就農支援研修センターを開設し、新規就農希望者に対し、特産の花きである「プバルディア」を主とした研修を実施し、新たな担い手の育成に取り組んでいます。

また、八丈町では、八丈町農業担い手育成研修センターを設置し、研修生ひとりひとりにパイプハウスを提供し、ルスカスやレザーファン等の栽培、露地では特産のフェニックス・ロベレニー、あしたば等の栽培技術の研修(基本4年間)を実施し、研修を終了した者は新規就農者として独立しています。

東京NEO-FARMERS!

一般社団法人東京都農業会議を通じて、①新規就農した者、②新規就農を目指す者、③新規就農を応援する者で構成する集まり。メンバーは60人程度(平成29年(2017年)2月現在)で、大手スーパーに専用の売場があります。(都内3カ所)お互いの情報交換等を活発に行い、有志でマルシェ等に参加し、都内の新規就農者のPRやブランド化、販路拡大等に取り組んでいます。



大手スーパーの東京NEO-FARMERS! 専用売場

東京NEO-FARMERSメンバー



⑦都内における法人の農業参入

東京都内においては、非農家出身者の新規就農と同様に、島しょ地域を除き、法人が都内の農地の権利を取得して農業を開始する、いわゆる農業参入は、主に平成21年（2009年）12月施行の農地法等の改正を契機に市街化調整区域ではじまりました。

農地の権利を取得できる法人は、農地法に規定する①農地所有適格法人もしくは②農地所有適格法人以外の解除条件付き貸借ができる法人（以後一般法人）に限られています。

①農地所有適格法人

農地所有適格法人は、農地の所有権（貸借も可）を唯一取得できる法人（例外を除く）で、①法人組織の形態要件、②事業要件、③構成員要件、④常時従事役員等要件を満たすことが必要となります。

②一般法人

一般法人は、農地所有適格法人以外の法人で業務執行役員もしくは重要な使用人（農場長等）のうち1人以上の者がその法人が行う農業に常時従事することが要件となっており、農地の貸借のみ可能であり、適正に耕作していない場合は農地を返還をするという条件付きとなります。

法人はこれらの要件を満たし、農地制度（農地法3条許可・農業経営基盤強化促進法による利用権設定等）の手続きを経て、都内では、市街化区域以外で農業参入をしています。

図表54 東京都内の法人の農業参入状況（主なもの）

法人名（市町村） 部門・法人形態・農地権利取得時期
(有) 小林養樹園（立川市） 植木生産 一般法人 平成25年3月
(株) キューピーあい（町田市） 露地野菜 一般法人 平成25年4月
NPO法人 たがやす（町田市） 露地野菜 一般法人 平成25年4月
(株) いなげやドリームファーム（瑞穂町） 露地・施設野菜 一般法人 平成25年9月
(株) TYファーム（青梅市） 露地野菜 一般法人 平成27年9月
(株) 藤雅園（国分寺市） 植木生産 一般法人 平成27年12月
(株) アーバンファーム八王子（八王子市） 露地野菜 農地所有適格法人 平成28年7月
生活クラブ生活協同組合・東京（あきる野市） 露地野菜・体験農園 一般法人 平成28年7月
(株) グリーンガーラ（八王子市） 露地野菜 農地所有適格法人 平成28年11月
(株) エディブル・ハナイ（日の出町） 露地・施設野菜 一般法人 平成28年12月
(株) グッドホーム（八王子市） 露地野菜 一般法人 平成29年2月

(株) 藤雅園

国分寺市の植木農家である斉藤利一さんは、植木販売部門等を法人化し本格的に雇用等を開始し、平成27年（2015年）12月には(株)藤雅園として瑞穂町の農地を農地法3条の許可を得て貸借し一般法人として農地の権利を取得しました。

都内の農業高校等に求人をだし、社員には、社会保険関係はもとより賞与や退職金を完備し、農業法人として社員にやりがいのある働きやすい職場環境を提供しています。

(株) いなげやドリームファーム

(株) いなげやドリームファームは、多摩地域を中心に小売業を展開する(株) いなげやの子会社として、業務執行役員に東村山市の認定農業者を迎え、平成25年（2013年）9月に瑞穂町で農地の利用権設定を受け農業に参入をし、認定農業者となっています。

菌床栽培によるキノコ類の生産部門と露地野菜部門に分け、菌床栽培部門では身体障害者等を雇用し、露地野菜部門では新規就農希望者を研修生として受け入れています。研修生のひとりはずでに瑞穂町で新規就農者として独立しています。

地域の農業者と協力をし、大豆生産等による商品開発を行っているほか、新規就農者等が生産した野菜を(株) いなげやに仕入れるなど協同の取り組みがされています。



地域の農業者と大豆を出荷する様子



⑧雇用労働力の活用

東京都では、農業経営体（農業者や農業法人を含む。）とともに、新鮮で安全な農産物等の生産を行っている援農ボランティアやパートタイマーなどの雇用労働者等についても、農業の重要な支え手であることから、育成支援に向けた取り組みを行っています。

また、企業的な経営や法人化の進展に伴い、家族以外の労働力を雇用する経営体が増加していることから、雇用者の定着、育成に向けた取り組みが円滑に行われるよう、労務管理や農作業事故防止などに関する対策が必要となっています。

都内の農業経営における雇用の状況については、東京都が平成22年度（2010年）に「都市地域における認定農業者の意向調査」を行い、571経営体からの回答をとりまとめています。

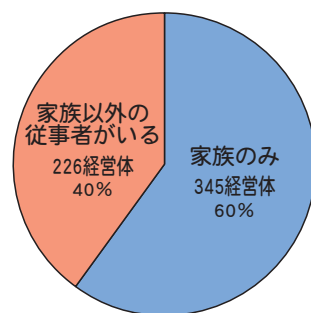
調査結果によると、約40％の農業経営体が「家族以外の農業従事者（雇用労働者等）がいる」と答えています。内訳としてはパート・アルバイトや援農ボランティアが多くを占めています。

また、所有する農地面積と家族以外の農業従事者の有無について聞いたところ、所有面積が大きくなるほど家族以外の農業従事者を導入する割合が高くなっており、150アール以上の農業経営では半数以上の農業経営体が家族以外の労働力を活用しています。

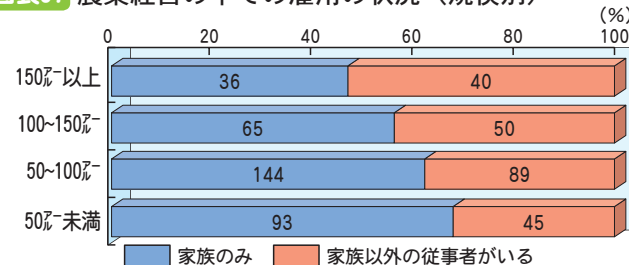
このほか、部門別では、花き部門や果樹部門で導入する割合が高くなっています。

また、今後の農業経営の展開方向を聞いたところ、「収益性の良い作目の導入や、現在の作目からの転換を図る」に次いで、2番目に「家族以外の労働力を活用したい」とする農業経営体が約42％あり、農業所得を増やすために、雇用を活用し、前向きに農業経営を改善しようとする構想が表われています。

図表55 東京の農業経営の中での雇用の状況



図表57 農業経営の中での雇用の状況（規模別）



解説

農の雇用事業

農の雇用事業は、農業経営体が新たに労働者を雇用して企業的な農業経営を目指す場合に活用できる事業です。

その従業員に対して、農業生産技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施する場合に助成する、国の事業となっています。

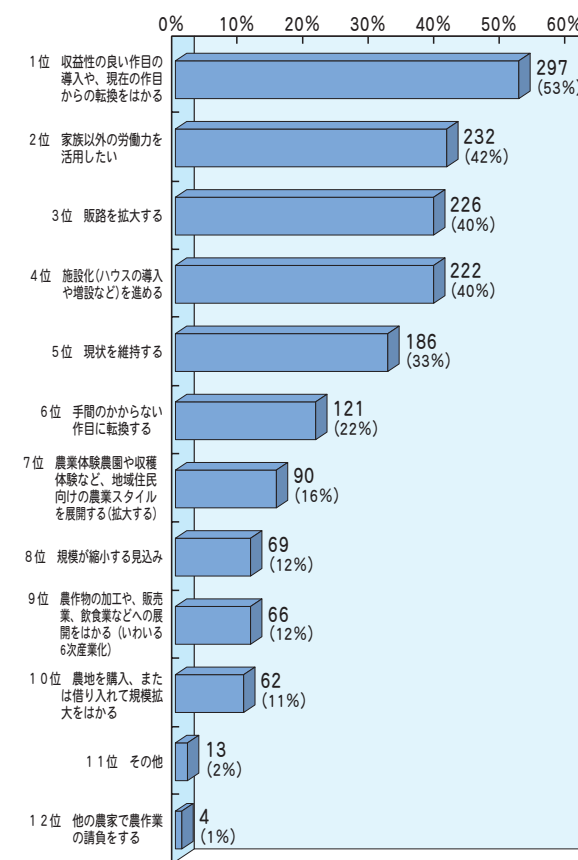
研修を受ける従業員は、期間の定めのない雇用契約を結び、週35時間以上の労働時間であること、労働保険等に参加することなどの条件があります。

なお、平成28年度(2016年)末では都内で、野菜農家14戸、植木農家5戸、花き農家4戸、酪農家4戸、果樹農家1戸、養蜂家1戸が、この事業を活用しています。

図表56 家族以外の労働力の種類

常勤雇用	34 (6.0%)
パート・アルバイト	109 (19.1%)
農業ヘルパー	33 (5.8%)
援農ボランティア	117 (20.5%)

図表58 今後の農業経営の展開方向



図表55～図表58は「都市地域における認定農業者の意向調査結果報告書」（東京都農林水産部）より作成

⑨援農ボランティアの活用

東京都では、農業に強い関心を持ち、農家の作業を手伝うことで東京農業を応援する「援農ボランティア」が各地域で活躍しています。現在、(公財)東京都農林水産振興財団では、区市町村と連携して援農ボランティアの育成に取り組んでおり、東京農業の支え手として平成27年度末現在で約2,100名の都民を登録しています。

解説

援農ボランティア

一般都民が都内の農家を労働力の面で直接応援する仕組みが「援農ボランティア」です。雇用ではなく、一般に無償で農作業の手伝いを行うものです。

農家にとっては労働力不足を補う貴重なサポートであり、またボランティアにとっては農業を本格的に体験できる取り組みとなっており、相互の理解にもつながっています。

(公財)東京都農林水産振興財団では、援農ボランティアを育成するため、区市町村やJA各組織と連携し、農家実習を主体とした「東京の青空塾」を開講しています。



日野市の援農市民養成講座「日野市農の学校」

日野市の農業は農業者の高齢化や後継者の不足、相続による田畑の減少等に歯止めがかからない状況となっています。一方、都市化の中で、自然とのふれあいを望む市民も大勢おり、市民団体による「援農」活動が動き始めています。

これらの状況を踏まえ、日野市では平成16年度(2004年)から東光寺上地区において、市民がより高度な援農活動ができるよう、知識や技術を習得する場として、援農市民養成講座「日野市農の学校」を開講しています。

援農活動を実践するための知識、技術は、毎月1回の講座による座学と、月2～5回のほ場での農作業実習により、習得します。また、受講期間は、1月から12月までの1年間となります。



三鷹の農業の応援団 三鷹市ふれあい援農ボランティア制度

三鷹市では、魅力ある都市型農業の育成を進めるため、JA東京むさしと協働して援農ボランティアの育成を行い、人手不足への対応など農業を支援し農地を守る取り組みを行っています。

この「三鷹市ふれあい援農ボランティア」制度は、野菜や花きを生産する農業者のもとで、およそ半年間農作業を手伝いながら実習を行い、視察研修や東京都農林水産振興財団での講義に参加することで、修了後に援農ボランティアとして認定されるものです。

市内ではすでに約200名の方が認定され、援農ボランティアとして地域の農業のために活躍しています。



練馬区農の学校の活動 ねりま農サポーターの育成と人材活用

練馬区は23区最大の農地面積を有しており、区内で営まれている都市農業は、区を特徴づける重要な産業となっていますが、都市農業・農地を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そこで、区では、都市農業の未来を支える、意欲のある多様な人材を育成するとともに、支え手を必要とする農業者とのマッチングを行う練馬区農の学校を平成27年(2015年)3月に開校しました。

練馬区農の学校では、初級、中級コースを設け、各コースともおおむね1年をかけ、さまざまな農作業の実技講習や各種知識の習得、農家実習などを行っています。また、子どもを含む区内在住の家族を対象として、種まきから収穫作業を通じて農の魅力を体験する農とのふれあい・体験コースも設けています。

初級、中級コースの修了者を、「ねりま農サポーター」として登録し、農業者とのマッチングを行うほか、農に関連する区事業への参画等を行います。

平成28年(2016年)末で、40人のねりま農サポーターが誕生し、農業者の支え手として活動しています。



4 農家の支援と各種機関

(1) 東京都の農業改良普及事業

農業改良普及事業は、国と都が協同して実施する事業で、普及指導員が直接農業者を支援しています。

都内には中央、西多摩、南多摩の3つの農業改良普及センターと島しょ農林水産総合センターの各島の事業所に普及指導員が配置されています。巡回指導・相談・講習会を通して、農業経営や生産・流通技術の改善や地域農業振興を支援しています。

東京都では、「東京農業の特性を活かした産業力の強化」、「都内農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進」を課題に、試験研究機関や区市町村、農業生産団体と連携し、東京都の振興計画に沿って事業を展開しています。



オリンピック・パラリンピックに向けて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開かれます。東京都農林総合研究センターでは、この大会に向けた試験研究を行っています。

まず夏に強い花苗です。東京2020大会は7月下旬から9月上旬に開催されます。この時期の花壇を彩るためには、暑さや乾燥に強い花が必要です。400種類以上の花苗の中から、暑さや乾燥に強いものを選び、その中から100種類程度を実際に、東京2020大会が行われる地域の公園や花壇に植えて、より適したものを選ぶ試験が進んでいます。都心部では、暑さや乾燥だけでなく、日照時間も課題となります。都心部では高層ビルが建ち並び、ビルの陰になって日照時間短くなりますので、日照時間が少なくても、きれいに咲き続ける花の研究も行っています。

(2) 試験研究

東京都の農業関係の試験研究は、東京都農林総合研究センターにて行われています。平成17年(2005年)に、農業試験場、畜産試験場、林業試験場が統合され、農林総合研究センターが発足し、(公財)東京都農林水産振興財団の運営となりました。その後、食品技術センターが統合しました。

バイオテクノロジー技術を活用した東京特産物の育成や病害虫総合管理技術(IPM)の開発の研究等が行われています。トウキョウX(豚)や東京小町(ワケネギ)、東京ゴールド(キウイフルーツ)、都香(ウド)、さわや香ミディ・おだや香・はる香ミディ(シクラメン)、東京しゃも・東京うこっけい(鶏)は、ここで開発・改良されたものです。また、同財団では、研究部門とは別に、

農産物の価格安定や緑化用苗木の供給、優良堆肥生産、種畜生産等も行っています。



シクラメンの「おだや香」と「はる香」

< (公財)東京都農林水産振興財団について >

平成3年(1991年)に設立された公益財団法人東京都農林水産振興財団は、左記の農林総合研究センターの運営を行い、また農業後継者の支援、農業生産・価格の安定に関する事業、養殖漁業に関する事業、森林整備に関わる事業などを行っています。

所在地

立川市富士見町3-8-1 (電話 代表 042-528-0505)



次に、可動式コンテナ緑化です。夏、木陰があると涼しいものです。ヒート・アイランド現象の解消にも効果があるといわれています。東京2020大会の会場付近に大きな木があったら良いのですが、すぐに大きな木を植栽することはできません。そこで大きな木を植えたコンテナを、必要な場所に移動させて緑化を進めようという研究です。東京ビックサイトなどで実証試験を行い、可動式コンテナ緑化とミストを組み合わせ、快適空間を作る研究等が進んでいます。この試

験では、多摩地区産や八丈町産の植木が使用されました。また、このコンテナの材料には、多摩地区で生産された木材を使用したものが試されています。



これらの研究が成果を上げ、東京2020大会では、東京産の花や緑化樹で世界中の皆さんをおもてなしするため、東京都農林総合研究センターでは、研究を進めています。

(3) JAグループ（農業協同組合）等

①JA（農業協同組合）とは

農業協同組合は昭和22年(1947年)に制定された農業協同組合法に基づいており、農業者と地域の組合員が互いに協同し、生産と生活を守り向上をめざす農民と地域の住民のための組織です。「JA」はJapan Agricultural Co-operatives(日本の農業協同組合)の略で、新しい農業協同組合のイメージを象徴する愛称です。

②組合員

JAの正組合員は農業者等が条件です。また准組合員制度があり、農業者以外でも一定の出資金を払えば組合に加入できます。平成28年(2016年)3月現在で、東京全体のJA組合員は21万4千人(うち正組合員4万2千人)です。

JA東京グループは、東京都内のJAと東京を事業範囲とする連合会等で構成されています。

現在、全ての事業を行う総合JAは14、専門分野に特化したJAが4あります。また、連合会等は7あります。

総合JA（JA西東京、JAにしたま、JAあきがわ、JA八王子、JA東京みなみ、JA町田市、JAマインズ、JA東京みどり、JA東京みらい、JA東京むさし、JA東京中央、JA世田谷目黒、JA東京あおば、JA東京スマイル）

専門JA（JA東京都酪農、JA東京養豚、JA東京植木、JA東京狭山茶）

連合会等（JA東京中央会、JAバンク東京信連、JA全農東京、JA共済連東京、JA東京厚生連）

- ・東京都農業信用基金協会
- ・一般社団法人東京都農住都市支援センター

また、島しょ地域には、JA東京島しょ（八丈町、利島村、小笠原村）のほか、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村には各町村独自の農業協同組合等があります。

(4) 農業委員会

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき都内44区市町村で設置されている行政委員会、各区市町村の役所・役場内に設置されています。

平成28年(2016年)4月施行の法改正により、公募や推薦のあった農業に識見を有する者等のうち区市町村長が議会から同意を得て任命する①農業委員と、同じく農業委員会が委嘱する主に地域活動の中心を担う②農地利用最適化推進委員からなる組織構成となっています。

業務は、農地法等の法令で規定する農地に関する許認可や諸証明、農地利用状況調査の実施や農地台帳の整備、農地の利活用の促進（農地等の利用の最適化）等の必須業務をはじめ、地域の相談活動、担い手の支援、情報の提供や各種調査の実施等多岐にわたり、さらに農業者の意見を集約し、農地等の利用の最適化に向けた施策等の実施や改善について関係行政機関等に意見提出を行う等の重要な役割を担っています。

都内においては、市街化区域では都市農地の保全に欠かせない制度である生産緑地や相続税納税猶予制度適用農地の保全活動、生産緑地追加・再指定の促進、農ウオーク等市民を対象とした都市農業への理解を促進する等の活動を進めています。

市街化調整区域等では、農地の利用促進に向け、認定農業者等の担い手に対する農地のあっせんをはじめ、一般社団法人東京都農業会議と連携し新規就農や新規参入の受け入れ等の活動を積極的に進めています。

また、島しょ地域では、農業委員等が新規就農希望者の研修講師等を務めているほか、地域の課題について意見集約をし、島しょ地域の課題として関係行政機関に意見を提出する活動を行っています。

(5) 一般社団法人 東京都農業会議

東京都農業会議は、農業委員会等に関する法律第42条に基づき、都道府県にひとつに限って設置する農業委員会ネットワーク機構として都知事に指定された一般社団法人です。

一般社団法人東京都農業会議では、農業委員会等に関する法律第43条に基づき業務を進めています。

法令業務として、都知事および農業委員会の農地法等に関する諮問答申を行うほか、農業委員・農地利用最適化推進委員・職員を対象とした制度研修や現地研究会の開催および相談活動等を実施しています。

農業経営の支援としては、簿記記帳講習会の定期開催や農業経営の雇用や法人化の推進活動、企業の農業経営や農業後継者等の顕彰、農業者年金制度をはじめ各種制度の周知や普及、東京都農業経営者クラブの運営、認定農業者等の支援活動等を行っています。

調査活動としては、動向調査のほか東京都からの委託を受けて毎年農作物生産状況調査を農業委員会の協力を得て実施をし、都内区市町村の農作物の生産額等を算出しています。

農業委員会と連携し、市街化区域では都市農地の保全対策や制度の周知活動等、農業振興地域等では経営構造対策事業支援、市街化調整区域等では認定農業者等への農地あっせんのほか新規就農や新規参入法人の受け入れ等の支援を進め、農地の有効利用に取り組んでいます。

また、農業委員会等に関する法律第53条に基づき農業委員会の意見等を集約し、関係行政機関等に対し農地等の利用の最適化に関する意見の提出を毎年行っています。

5 これからの東京農業と都市農業

一般社団法人 東京都農業会議
会長 青山 侑



都市農業の意義

都市において農業が営まれることの意義はたくさんあります。

第一に、都市農業は、安全・安心、触れ合い・やすらぎ、食育、緑の保全など、21世紀的な人々の価値観にマッチしています。たとえばアメリカ大陸では見渡す限り地平線まで、遺伝子操作によってまるで一枚の大きな布地のようにトウモロコシの背丈が揃っているのを見ることができます。そうやってつくっているのです。日本の消費者は食の安全を重視し、このようなつくり方を好まない傾向があります。身近な、見えるところでつくるものだからこそ安心して食べることができるのです。

第二に、食料運搬距離の総量が減少し省エネルギーとなります。生鮮食品の卸売市場の仕組みは、生産者にとっては売り切ること、小売業者にとっては必要な多品目をまちがいなく仕入れることという面で社会にとって欠かせない役割をもっていますが、一方、直接販売には、扱い品目は限られていても新鮮な食物を少ない流通経費で消費に提供するメリットがあります。

第三に、生産者と消費者の距離が近いことによって相互理解が進み、それを生産・消費両面で互いに生かすことができます。都市生活者には食の安全という願いが強くあります。どういうところでどういう人がどのような肥飼料を使用して、どういうものをつくっているかを知ることによって安心して購入できます。農業者の側も、そういう気持ちを理解して、都市生活者を生産地と呼んで見てもらう、場合によっては手伝っ

てもらう、など交流を深めています。

第四に、都市農業が存在することによって、それがすべての市場を席卷しなくとも、海外をはじめとした遠隔産地に対して相当の牽制効果をもつことができます。海外産品が高騰したとき、あるいは安全性に疑問があるときなど、身近なところに代替品があるとリスクを減少させることができます。

第五に、食料廃棄物を肥飼料としてリサイクル使用する有機農業が可能となります。現に東京にはそういう作業場がいくつもあります。このことによって都市生活の最大の問題点のひとつである生ゴミ焼却量が減少します。世界的に食料廃棄物が問題となっている今、生ゴミのリサイクルは重要な課題となっています。

第六に、食料自給の問題があります。国としても、また都市においても、一定の食料は生産していないと都市の持続性という点からいってもリスクが大きいのということになります。世界の飢餓人口は8億5千万人、肥満人口は10億人と言われています。政治的、経済的要因によって世界の食料の分配と流通は必ずしもうまくいきません。穀物価格は高騰や下落を繰り返しています。食品の生産と流通のすべてを市場流通に委ねるのではなく、一定の食料を自給するための政策的努力が国家や都市に求められています。

東京の農業と農地の特徴

東京の農業は、たとえば、あしたば、つまみな、こまつな、うど、あさつき、ほうれん草、花きなど、中央卸売市場における占有率も高く、ずっと健闘してきています。東京野菜の年間生産額は、他県に比べても相当の額に達しています。都市化による農地減少というデメリットがある一方で消費地に近いという競争力を活かし

てきたのです。東京の農業はまさにエコノミーとエコロジーの融合を地で行ってきたといえましょう。

ヨーロッパやアメリカでは都市と農村が画然と分けられている場合が多いですが、日本では混在している地域も多くあります。都市の発達過程を見ても、ヨーロッパの都市では、まち全体を城壁で囲むのが普通でしたが、日本では城の周囲に都市と農村が併存している地域があって、さらにその周辺に農村が広がっているのが普通です。これは欧米にはない、日本独特の都市構造です。都市農業という概念自体が欧米にはない、日本独特の概念です。

ヨーロッパやアメリカにも都市農業という言葉がないわけではないがその主流はいわゆる家庭菜園的な市民農園とワインです。

欧米における家庭菜園の動機は、食料品の流通経路が複雑かつ長距離・多様化しすぎたため、自分でつくる農産物が新鮮で安心だからということのようです。フードマイルという言葉を使う人がいて、これは、食料を遠隔地から運ぶことによって化石燃料を大量に消費することを数量的に表現しています。肥飼料のリサイクルや都市住民の健康を重視して都市農業を論じる場合もあります。

イギリスのアロットガーデン、ドイツやオーストリアのクラインガルテンなども基本的には市民農園です。カナダでは自宅に菜園をつくる人のことをシティファーマーといいます。公園行政の分野では農業公園とか都市農業公園という言葉がありますが、ヨーロッパやアメリカでも都市公園に市民農園をつくるケースはあります。

家庭菜園やワインを主流とするヨーロッパやアメリカの都市農業に対して、日本の都市農業は都市地域内において本格的に農業を営み多種多様な青果物や畜産物を大量に市場に提供しているという点で世界に稀有な特

徴をもっています。世界的に都市化が進行する現代において、この貴重な日本モデルを世界に発信することこそ地球環境や食料問題の解決に役立つと考えられます。

政府が米の減反政策を決めたのが1970年です。312万ヘクタールあった日本の稲作の作付面積はそれから30年で176万ヘクタールに減少しました。稲作に限らず東京多摩地域の農地は1970年からの30年間で半減しています。多少、期間は違いますが東京市部の生産緑地の減少率はこの20年間で約16パーセントです。東京では生産緑地法が機能していたともいえます。

大まかにいえば東京都市部の農業の価格生産性は高く、2016年都市白書（東京都）によれば2013年の1000ヘクタールあたり農業産出額は全国平均18.9億円に対して東京41.9億円となっています。農業者の志と相まって、東京のような消費地近接の農業が効率的で優位であることを示しています。

農家の庭先販売や直売所、あるいはインショップ販売は、消費者の側からすれば、生産過程を自分の目で日常的に確かめることができるので安心して購入することができます。東京牛乳の例にも見られるように都市で生産され流過程が短縮され新鮮で味が優れているのも利点ですが、消費者が生産者を身近かに感じることができるという点が大きいのです。

工業製品は結果が問われますが、農産物は生産過程が問われます。工業製品は政府や関係機関が品質を保証し消費者がそれを信頼しますが、農産物については消費者がその生活実感において信頼できるレベルが求められます。そこに工業と農業の本質的な違いがあります。庭先販売等は、その販売額においては農業全体に占める割合は大きくないですが、都市農業の原点はそこにあります。都市農業の発展は、消費者が求めている、素性がわかり安心して購入できるからなのです。

都市農業振興基本法の成立

2015年4月、議員立法による都市農業振興基本法が衆参両院ともに全会一致で可決成立しました。

都市農業振興基本法は、第一条で法制定の目的を都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することとしています。第二条では都市農業を市街地及びその周辺の地域において行われる農業と定義しています。

第三条では都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであることを評価し、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等多様な機能を果たしているとし、国および地方公共団体等に対して都市農業振興施策を求めています。

この法律は、都市計画法の「市街化区域」は「おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る」という規定と実質的に矛盾していて、遅かれ早かれ都市計画法の改正が問題となることでしょう。農地と農業をめぐるベクトルが変わってきたのです。

2015年8月に閣議決定された政府の国土利用計画は、今後の宅地の伸び率ゼロを宣言しました。日本全体の人口は既に減少し続けているし、今後も減少が見込まれているのだからこれは当然のことといえは当然ですが、戦後70年を経て、初めて、宅地が農地を浸食して行く時代が終わったのです。

日本の都市は戦後長い間、住宅が絶対的に不足し、

農地を宅地に転用する政策を進めてきました。住宅建設計画法によって国も都道府県も毎年の住宅建設数を数値で定めることが義務づけられていました。

2006年、住宅建設計画法は廃止され、新たに住生活基本法ができました。日本における住宅政策は量から質の時代が変わったということです。それから数年を経て、戸数が足りているどころか空き家が社会問題となってきました。住宅の戸数をこれ以上増やさなくてよいということは、宅地の絶対量を増やさなくてよいということです。すなわち農地を減らさなくてよいということです。

これからも一定の住宅は取り壊し、建て直さなくてはならないし、戸建てがマンションに変わったりその逆があったりするでしょう。ある一定の場所では農地を宅地に転用することはこれからもあるでしょう。だが全体として、農地を減らし宅地を増やす時代は終わったのです。

都市農業振興基本法に基づき2016年5月に政府は都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市農業の多様な機能の発揮を中心的な政策課題に据え、都市農業振興に関する新たな施策の方向性として、都市農業の担い手の確保、都市農業の用に供する土地の確保、農業振興施策の本格展開の3つを掲げています。

東京都では同年8月、東京都農林・漁業振興対策審議会が「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」について答申し、都市地域や中山間地域、島しょ地域で、それぞれ地域の特性を活かした特色ある農業を展開していくための政策を提言しています。

都市計画法と生産緑地法

地方自治法（1947年）が定める市の定義には「商

工業等の都市的業態に従事する世帯が6割以上」という項目があります。すなわち農業に対して商工業等が過半を占めないと市とは認めない、いかに人口が多くともそれは市ではない、と宣言しているのです。

都市計画法（1968年）はさらに一步進んで、都市計画の基本理念を「農林漁業との健全な調和を図りつつ」というフレーズで表現しています。ということはとりもなおさず、放置すると都市は「農林漁業との健全な調和」が図れないだろうという前提に立っているわけです。

二つの法律が想定しているとおり、古来、都市は農村を侵奪しなから発展してきました。では、農村にとって都市は敵であるかということ、必ずしもそうではありません。農業は生産物の売却収入を必要とするので都市の存在は農業にとっても不可欠です。だから都市における農業は、さらに栄えたりするわけです。

都市における農業は、都市によって農地を浸食されることもあります。都市にあることによってむしろ収益性を高めたり、さらに栄えたりもします。都市農業の発展は都市と農業の両者にとって大切なことなのです。

1968年に都市計画法が市街化区域内農地を10年以内に宅地化することとしたのは、当時、住宅不足が深刻な社会問題になっていたからでした。この法律通りであれば市街化区域内の農地は1978年ころには無くなっていたはずですが、しかし市街化区域内農地は減りはしましたが、なくなりはありませんでした。1974年の生産緑地法が市街化区域内農地であっても営農を継続するものに対して税制優遇措置を定めた効果もありました。

しかし1992年の改正生産緑地法は、生産緑地に指定されて宅地並み課税を避けた場合、30年営農しなければ転用・譲渡ができないこととしました。それは、生産緑地指定を受けるためのハードルを高くして、当

時不足していた宅地をなるべく多く生み出すためでした。バブル時代のことです。当時、農家が都市部に農地を所有しているために宅地が足りない、だから地価が高騰するという論理に立っていて、都市における農業の存在意義を無視する議論が横行していたのです。

早いもので、改正生産緑地法から既に25年近くが過ぎ、あと数年で30年を迎えることになります。都市部の農業と農地はどうなるのでしょうか。新たに特定生産緑地の指定を受け、営農を続けている場合は生産緑地として税の優遇措置を受けることができます。

一方、これを機会に営農をやめようとした場合は、まずは自治体買い取りを申し出るようになります。

しかし自治体には買い取りのための財源がないから買い取らないかもしれません。そうすると転用・譲渡により農地が激減するかもしれません。

これが生産緑地三十年問題です。2022年には宅地の供給が激増するかもしれません。東京の土地価格や土地取引など土地マーケットという面から見ても深刻な悪影響を与えることにもなりかねないわけです。生産緑地を活用して都市内の農地を守ってきた農家は東京に多いので、これは東京特有の問題でもあります。

住宅や宅地を急激に増やすと経済も社会も混乱します。生産緑地法には、税制、農政、都市計画と、多くの専門分野が複雑に関わっています。混乱を避けるために、生産緑地30年問題に対して的確に対応していくことが大切です。

新規就農と兼業

近年、全国の自治体は、新規就農に力を入れてさまざまなプログラムを用意しているし、既存の農業者の側も新規就農の受け入れに積極的で協力的な傾向が見

られます。

新規就農は、必ず専業でなければいけないかという、必ずしもそうではありません。そもそも元々の農家も兼業が多く、たとえば東京都が平成26年度に東京都農業会議に委託して実施した調査によると、回答した農家702軒のうち、「家の収入に占める農業収入の割合」が100%という農家は5.1%にすぎず、半分以上という農家が全体の7割近くを占めています。農外収入の大半は不動産の運用や他産業からの給与収入が多いと言われています。

新規就農の場合も兼業からスタートする場合があります。農業全体として、プロフェッショナルな専業農家を機軸としつつ、多用な農業経営が存在し、新規就農が相次いでいくことが望ましいといえましょう。

東京の都心にある大手不動産会社の部長を務める人が会社をリタイアしたあとの人生を考えて東京の体験農業からスタートし、農家の指導を得て農地を取得し小規模ながら果樹、多品種の野菜、稲作などを行っている例もあります。その人の次男がそれを見て専業農家を目指して修行中だということです。専業農家が兼業農家になるのは簡単ですが、会社員が兼業農家になるのは大変なので、こうやって段階を経て農業に入っていくスタイルもありうるわけです。

都会に勤務していても出身地の自治体や会社に勤務しながら農業・農地を継承したいという人も少なからず存在します。農業収入が一般にはさほど多額でないばかりか天候や市場動向によって安定性を欠くこと、新規就農後、数年間は自立して生活できるだけの農業収入が期待できないことなどを考えると兼業志向もありうるといえましょう。多様な形で色々な人が農業経営に入ってくる条件を整えていくことが大切です。

6 区市町村別データ

	区市町村	耕地面積 (ha) 平成 27 年	生産緑地面積 (ha) 平成 28 年	総農家数 (戸) 平成 27 年	販売農家数(戸) 平成 27 年		農業産出額 (百万円) 平成 25 年産 ※植木除く	主な農業生産品目
					認定農業者数(経営体) 平成 28 年			
区 部	目 黒 区	2.7	2.6	12	販 売 農 家	7	17	野菜（トマト、きゅうり、だいこん、こまつな）、果樹（ぶどう）
					認定農業者	－		
	大 田 区	3.2	2.3	10	販 売 農 家	7	30	花き（ハナモモ(切枝)、シクラメン(鉢もの)、コチョウラン(鉢もの))、 野菜（こまつな、ほうれんそう）
					認定農業者	－		
	中 野 区	4.0	2.4	17	販 売 農 家	5	25	野菜（トマト、カリフラワー、なす、えだまめ、きゅうり）
					認定農業者	－		
	世田谷区	108.5	91.1	343	販 売 農 家	189	390	花き類、野菜（トマト、こまつな、ぶどう、えだまめ）
					認定農業者	34		
	杉 並 区	40.2	34.7	108	販 売 農 家	59	322	野菜（トマト、なす、えだまめ、こまつな、きゅうり）
					認定農業者	－		
板 橋 区	18.5	10.8	65	販 売 農 家	27	43	果樹（ぶどう）、野菜（トマト、ばれいしょ、えだまめ、だいこん）	
				認定農業者	－			
練 馬 区	218.9	187.1	432	販 売 農 家	289	1,148	野菜（トマト、キャベツ、えだまめ） 果樹（ぶどう、ブルーベリー）	
				認定農業者	64			
足 立 区	57.6	33.2	173	販 売 農 家	80	725	野菜（こまつな、えだまめ、ムラメ、トマト）、花き（きく(切花)）	
				認定農業者	29			
葛 飾 区	37.1	26.9	117	販 売 農 家	75	379	野菜（こまつな、えだまめ、トマト、ねぎ、さんとうさい）	
				認定農業者	42			
江戸川区	50.2	36.9	170	販 売 農 家	110	1,430	野菜（こまつな、トマト、えだまめ、しんとり、しゅんぎく）	
				認定農業者	36			
西 多 摩	青 梅 市	468.4	134.3	697	販 売 農 家	191	1,063	野菜（トマト、なす、ばれいしょ、ねぎ）、果樹（ブルーベリー）
					認定農業者	41		
	福 生 市	13.3	6.5	45	販 売 農 家	17	42	野菜（トマト、なす、かんしょ、ばれいしょ） 花き（パンジー・ビオラ(苗もの)）
					認定農業者	1		
	あきる野市	551.0	69.8	711	販 売 農 家	197	1,051	野菜（トマト、なばな、なす、とうもろこし、ねぎ）
					認定農業者	33		

	区市町村	耕地面積 (ha) 平成 27 年	生産緑地面積 (ha) 平成 28 年	総農家数 (戸) 平成 27 年	販売農家数(戸) 平成 27 年		農業産出額 (百万円) 平成 25 年産 ※植木除く	主な農業生産品目
					認定農業者数(経営体) 平成 28 年			
西多摩	羽 村 市	42.0	32.6	104	販 売 農 家	58	186	野菜（トマト、なす、きゅうり、ねぎ） 花き（パンジー・ビオラ(苗もの)）
					認定農業者	—		
	瑞 穂 町	301.1	—	399	販 売 農 家	141	798	野菜（トマト、なす、ねぎ、きゅうり） 果樹（すいか）
					認定農業者	21		
	日の出町	166.6	—	237	販 売 農 家	57	286	野菜（トマト、なす、きゅうり、ばれいしょ、ねぎ）
					認定農業者	11		
	奥多摩町	148.3	—	59	販 売 農 家	3	200	わさび、野菜（トマト、みょうが、ばれいしょ、しいたけ）
					認定農業者	—		
	檜 原 村	199.4	—	161	販 売 農 家	6	134	野菜（みょうが、ばれいしょ、トマト） 花き（さくらそう(鉢もの)、シクラメン(鉢もの)）
					認定農業者	—		
南多摩	八王子市	839.0	242.5	1,198	販 売 農 家	393	2,570	野菜（トマト、なす、こまつな、ほうれんそう、きゅうり）
					認定農業者	96		
	町 田 市	554.0	232.1	849	販 売 農 家	374	1,911	野菜（トマト、なす、こまつな、ほうれんそう） 果樹（ブルーベリー）
					認定農業者	91		
	日 野 市	162.3	116.6	301	販 売 農 家	150	929	果樹（日本なし、ブルーベリー、ぶどう） 野菜（トマト、なす）
					認定農業者	54		
	多 摩 市	42.7	28.4	83	販 売 農 家	23	133	野菜（トマト、なす、ばれいしょ、ねぎ） 果樹（ブルーベリー）
					認定農業者	4		
	稲 城 市	139.0	113.5	251	販 売 農 家	175	1,277	果樹（日本なし、ぶどう、かき） 野菜（トマト、なす）
					認定農業者	37		
北多摩	立 川 市	265.8	206.7	341	販 売 農 家	269	1,107	野菜（トマト、ほうれんそう、ブロッコリー、うど） 果樹（日本なし）
					認定農業者	93		
	武蔵野市	31.0	27.7	69	販 売 農 家	61	230	野菜（トマト、こまつな、えだまめ） 果樹（ぶどう、日本なし）
					認定農業者	27		
	三 鷹 市	155.8	141.1	265	販 売 農 家	204	953	野菜（トマト、なす） 果樹（ぶどう、キウイフルーツ、ブルーベリー）
					認定農業者	58		

	区市町村	耕地面積 (ha) 平成27年	生産緑地面積 (ha) 平成28年	総農家数 (戸) 平成27年	販売農家数(戸) 平成27年		農業産出額 (百万円) 平成25年産 ※植木除く	主な農業生産品目
					認定農業者数(経営体) 平成28年			
北 多 摩	府中市	132.6	100.9	326	販売農家	162	725	野菜(こまつな、トマト、えだまめ) 果樹(日本なし、ブルーベリー)
					認定農業者	66		
	昭島市	67.2	48.7	142	販売農家	63	284	果樹(日本なし)、野菜(トマト、こまつな、なす) 花き(パンジー・ビオラ(苗もの))
					認定農業者	22		
	調布市	147.1	125.7	231	販売農家	153	723	野菜(トマト、こまつな、えだまめ、なす) 果樹(ぶどう)
					認定農業者	33		
	小金井市	72.8	65.1	148	販売農家	92	334	野菜(トマト、なす、こまつな、だいこん、ばれいしょ)
					認定農業者	17		
	小平市	192.7	172.9	312	販売農家	215	1,017	果樹(日本なし、ブルーベリー) 野菜(トマト、えだまめ、なす)
					認定農業者	61		
	東村山市	161.4	133.8	284	販売農家	177	887	果樹(日本なし、ぶどう) 野菜(トマト、かんしょ、なす)
					認定農業者	41		
	国分寺市	149.4	129.9	205	販売農家	158	611	野菜(トマト、えだまめ、なす、うど) 果樹(ブルーベリー)
					認定農業者	50		
	国立市	56.9	46.7	109	販売農家	54	163	野菜(トマト、ほうれんそう、こまつな、なす) 果樹(日本なし)
					認定農業者	17		
	西東京市	141.7	122.2	235	販売農家	163	1,019	野菜(トマト、こまつな、キャベツ、ほうれんそう) 果樹(日本なし)
					認定農業者	50		
	狛江市	40.7	31.6	118	販売農家	63	191	野菜(トマト、えだまめ、なす、ねぎ) 果樹(ブルーベリー)
					認定農業者	20		
	武蔵村山市	194.1	97.2	327	販売農家	167	494	野菜(こまつな、ほうれんそう、トマト、なす) 果樹(日本なし)
					認定農業者	35		
	東大和市	65.4	45.7	170	販売農家	87	250	果樹(日本なし) 野菜(トマト、なす、ほうれんそう、だいこん)
					認定農業者	20		
	清瀬市	199.3	177.3	225	販売農家	174	958	野菜(ほうれんそう、にんじん、こまつな、トマト、みずな)
					認定農業者	88		

	区市町村	耕地面積 (ha) 平成 27 年	生産緑地面積 (ha) 平成 28 年	総農家数 (戸) 平成 27 年	販売農家数(戸) 平成 27 年		農業産出額 (百万円) 平成 25 年産 ※植木除く	主な農業生産品目
					認定農業者数(経営体) 平成 28 年			
北多摩	東久留米市	164.4	146.6	275	販売農家	186	853	野菜（ほうれんそう、トマト、こまつな、えだまめ） 果樹（日本なし）
					認定農業者	45		
島しょ	大島町	1,140.2	－	143	販売農家	70	364	花き（ブバルディア(切花)、ガーベラ(切花))、 野菜（あしたば、さやえんどう）、ツバキ（実）
					認定農業者	23		
	利島村	33.6	－	39	販売農家	38	41	ツバキ（実）、野菜（しどけ、あしたば）
					認定農業者	－		
	新島村	274.0	－	110	販売農家	6	108	野菜（あしたば、かんしょ、たまねぎ、トマト） 花き（レザーファン（切葉））
					認定農業者	11		
	神津島村	185.7	－	41	販売農家	19	110	野菜（あしたば、ミニトマト、さやえんどう） 花き（レザーファン（切葉））、果樹（パッションフルーツ）
					認定農業者	－		
	三宅村	887.0	－	102	販売農家	47	257	野菜（あしたば）、花き（ドラセナ(切葉)）、キキョウラン(球根切花)、 サカキ(切枝)、ルスカス(切葉)）
					認定農業者	11		
	御蔵島村	38.0	－	23	販売農家	14	23	野菜（あしたば） 花き（エビネラン(鉢もの)）
					認定農業者	－		
	八丈町	617.8	－	370	販売農家	307	1,776	花き（フェニックス・ロベレニー(切葉)、フリージア(球根切花)、フェ ニックス・ロベレニー(観葉鉢もの)、ルスカス(切葉)）、野菜（あしたば）
					認定農業者	112		
	青ヶ島村	25.7	－	9	販売農家	6	28	野菜（とうがらし、かんしょ、さといも、ばれいしょ） 花き（フェニックス・ロベレニー(切葉)）
					認定農業者	－		
	小笠原村	55.5	－	54	販売農家	31	127	果樹（パッションフルーツ、レモン、マンゴー） 野菜（ミニトマト、トマト）
					認定農業者	12		

耕地面積 平成27年分固定資産の価格等の概要調査(東京都総務局)
 および東京都主税局資料(平成27年1月1日現在)
 生産緑地 東京都都市整備局資料(平成28年4月1日現在)
 総農家数および販売農家数 2015年農林業センサス
 認定農業者数 東京都農林水産部調べ(平成28年3月末現在)
 農業産出額 東京都農作物生産状況調査報告書(平成25年産)

平成29年3月発行

登録番号 (28) 190

平成28年度
都市農業対策事業
(都市農業実態調査事業)

東京農業のすがた

発行 東京都産業労働局農林水産部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎31階 TEL03-5320-4814
ホームページ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/index.htm>

編集 一般社団法人 東京都農業会議
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-10-12
J A 東京南新宿ビル4F TEL03-3370-7145
ホームページ <http://www.tokaigi.com/>

印刷 東京都同胞援護会事業局
〒130-0026 東京都墨田区両国4-1-8 田中ビル
TEL03-5669-0261

